

平成25年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成25年6月13日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員 1番 矢野 隆行 2番 梶山 幾世
 3番 井狩 辰也 4番 市木 一郎
 5番 高橋 繁夫 6番 奥村 治男
 7番 中島 一雄 8番 丸山 敬二
 9番 西本 俊吉 10番 坂口 哲哉
 11番 立入三千男 12番 太田 健一
 13番 野並 享子 14番 小菅 六雄
 15番 田中 孝嗣 16番 三和 郁子
 17番 鈴木 市朗 18番 内田 聡史
 19番 田中 良隆 20番 河野 司

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	川端 敏男
政策調整部長	富田 久和	総務部長	新庄 敏雅
市民部長	佐敷 政紀	健康福祉部長	井狩 重則
政策監 (高齢者・子育て支援担当)	川端 弘一	都市建設部長	山本 利夫
環境経済部長	竹内 睦夫	教育部長	中島 宗七
政策監 (文化・スポーツ振興担当)	田中 善広	政策調整部次長	玉田 善一
総務部次長	立入 孝次	広報秘書課長	竹中 宏
総務課長補佐	武内 了恵		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	橋 俊明	事務局次長	白井 芳治
書記	遠藤 美穂子	書記	佐々木美砂子

議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議第61号の撤回の件
(人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて)
撤回理由説明、質疑、討論、採決
- 第4 議第47号から議第60号まで
(専決処分につき承認を求めることについて(平成24年度野洲市
一般会計補正予算(第9号)) 他13件)
質疑
- 第5 議第47号から議第50号まで
(専決処分につき承認を求めることについて(平成24年度野洲市
一般会計補正予算(第9号)) 他3件)
委員会付託省略、討論、採決
- 第6 議第51号から議第60号まで
(平成25年度野洲市一般会計補正予算(第1号)) 他9件)
常任委員会付託
- 第7 議第62号から議第66号まで
(平成25年度野洲市一般会計補正予算(第2号)) 他4件)
提案理由説明、質疑、常任委員会付託
- 第8 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(三和郁子君) (午前9時00分) おはようございます。

ただいまから平成25年第2回野洲市議会、定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長(三和郁子君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員は20名全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元に配付しておりますので、ご了承願います。

(日程第2)

○議長(三和郁子君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第6番、奥村治男議員、第7番、中島一雄議員を指名いたします。

(日程第3)

○議長(三和郁子君) 日程第3、議第61号の撤回の件を議題といたします。

既に配付いたしております請求書のとおり、市長から議第61号を撤回したい旨の申し出があります。

市長から撤回理由の説明を求めます。

市長。

○市長(山仲善彰君) 議員の皆さん、おはようございます。昨日、市議会議長に請求を行いました議案第61号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについての撤回につきまして、ご説明申し上げます。

人権擁護委員の委嘱につきましては、合併時から合計8名の委員構成で進めてまいりました。しかし、今議会、同議案に対しまして議案質疑が出されました。これの答弁にあたりまして、委員委嘱の根拠等を再度精査いたしました結果、任命に関し、地域の公平性などが十分でなく、中里学区より2名の委員を引き続き委嘱していることとなっておりますことに関して不公平ではないかという疑義が生じたので、再考する必要があると判断をいたしました。つきましては、当議会に提案いたしました議案第61号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてを撤回させていただきたく、昨日議長に請求したものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(三和郁子君) 以上をもって撤回理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議第61号の撤回の件について、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

暫時休憩いたします。再開時刻は、追ってご連絡いたします。

(午前9時09分 休憩)

(午前9時40分 再開)

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。

第19番、田中良隆議員。

○19番（田中良隆君） 第19番、田中良隆でございます。61号の人事案件の撤回について質問したいと思います。

当然、内諾を得た上で提出した人事案件だと思いますが、地域の数の上のバランスを欠くという、そんな理由の説明がありました。3年前、当然、特に今、候補者の場合は再任ということですので、3年前についても地域バランスとかは当然同じだったわけですが、今からの、現状、そういうバランスという観点からは全く今も変わっていないんですが、今になってなぜという、そういう思いがしております。その辺の見解をお伺いしたいと思いますし、それとこれは、当事者に見てみますと非常に大きな問題でございますし、当事者への対応あるいは当然、学区長も、聞いていますと、腹立たしく思っているというようなことも聞きますし、そういうようなことの対応についてお伺いをしたいと思います。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 人事案件に関します田中良隆議員のご質問にお答えいたします。

まず、3年前にどうだったかということですが、当然、1人欠員ということで、新しく今回推薦をさせていただこうとする方に対して意見を求めさせていただきました。そのときにも反対のご意見があり、かつ賛成いただけない方もありました。その後3年たちました。今回も、経緯から申し上げますと、事務レベルで作業を進めてくれていまして、議案を出す直前に、私は、前回みたいなことがないのですかと確認いたしましたら、万全ですということでした。ただ、議会が開会されるにあたりました代表者会議の場で、ある議員から反対の表明があり、かなり個人的なことまでも少し及びかけました。具体的には、法務局に批判的な手紙が行っているのではないかと、その後もいろんなやりとりがありました。

ただ、私としては、そのときお答えいたしましたように、今回の提案、当初の提案にありますように、真摯に仕事をしていただいている、そして3年間の実績があるという確信のもとに提案させていただきました。

しかし、今回、議案の勉強会あるいは今回の質疑で、またさまざまな質疑をいただくことになっております。質疑を読みますと、形式論であります。形式論をきちっと私として真摯にお答えをしようと思うと、やはり人数の問題、これも合併当時、何らかの形でこういうことになってはいますけれども、私としては、これまでいい意味で全例踏襲できています。ですけれども、今回、こういう形で質疑をされるのであれば、基本的な原則が学区に1人ということをもまず原則に野洲市の場合してきたようではありますが、それであるのであれば、本当にこれでいいのかどうかという、その今の個々の被推薦者の方の問題以前の議論に及ぶのではないかなということに思い至りましたので、あえて今議会で最終的に判断いただかなくても、とりあえずもう一度野洲市の人権擁護委員の数も含めた、あるいは配分も含めた公平性の観点からの再検討をいたしたく、撤回をさせていただいたということがあります。

当事者に対しましては、並行して、まずは議会の同意と言いますか意見を求めることについて認められた中で初めてなっただくということをあらかじめ言っておりますし、並行してお話をしています。これはまさに昨日から始まったことであります。私は、昨日、議案質疑の議論を午前中からいたしました。ですから、できるだけ速やかに、当事者には並行作業で情報は提供しております。

以上、お答えといたします。

○議長（三和郁子君） 田中議員。

○19番（田中良隆君） ありがとうございます。

市長の答弁とすると、当然そうかなというところはわかるわけですが、とりあえずこういう案件、ましてや取り下げるとなると、非常にこれは、過去から言うても異常と言うんですか、例外中の例外的な案件でございます。そのことによりまして、これは人権擁護委員ということですが、その彼自身の人権問題にも関わるぐらいの大きな問題だと思えますし、あるいはまたこういうことが直前になってこういう格好で展開されますと、行政不信にもつながるんじゃないか、そういう思いもしておりますし、その辺はいかがかと質問したいと思いますし、また先ほど中里の学区長からの推薦状ではなくて報告書ということらしいですが、その辺の対応はどうなっているのかということもお聞きしたいと思います。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

行政不信ということですが、私の場合、すべて明らかにしております。代表者会議で

個人攻撃に近い質疑がなされております。そのときに、私はきちっと実績がある、かつ能力のある方だということで押し通しています。

この議案質疑というので、通告をされてからの議論であります。その間にも、私に対しては、この方について個々にいろんな情報、マイナス情報を持って来られた議員がおられます。それと、私は、推薦は事務的にやっていますけれども、中里の学区長にも推薦と言いますか、報告いただいたことについては、直接お出会いをしてお礼を言っています。やるべきことは全部やっています。

突然じゃなしに、野洲市議会の場合は、議案質疑の通告が、当初、開会日じゃなくて一般質問とは別に、直前に出されるようになっていきます。昨日の午前中から、初めて私はこの通告書をきちっと見て職員と議論をしています。一般質問も含めてすべてオープンに職員と議論して、過去のことも含めてやっていますので、時間がなかったと言われても、これは仕方がない。

昨日の午前中に私は指示をいたしました、すべての。まずは議長と連絡をとってほしいということを行いましたけど、議長は夕方まで連絡がとれなかったようであります。だから、皆さん方にお知らせする時間が遅れています。私の指示は、昨日の午前中にすべて、当該者に対しても並行して、慎重にやらないといけませんから、まずはやはり議長との協議、それから順番にということをやっております。

以上、お答えといたします。

○議長（三和郁子君） 田中議員。

○19番（田中良隆君） 市長の答弁は当然だと思いますが、話がかかなり大きな、いろんな角度の方に向いていきそうでございますが、実際問題、市長のおっしゃることもよくわかるわけですが、でも、一般の議員、あるいは一般の市民の感覚からして、もうそういう地域バランスであるのであれば、今までずっとやってきたんだから、今回はしようがないやないかと、理屈と言えぱちょっとおかしいところがあるかもわからんけども。でも、もう人の名前も挙がって、議案としてちゃんと出てきたから、もう次、3年後については考えましょう、きちっとそれまでに対応しましょうというのが、恐らく8割方、9割方の市民、あるいは議員も含めた一般的な考え方じゃないかなと私は思うんですが、次回からする、今回はそのままというようなことについてはどうお考えかをお聞きしたいと思います。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ただいまの、次回からやってはいかがというご質問であります、

私は前回も異常だったと思っています。通常の人事案件に対してご意見があって反対がありました。全く問題のない方に対して、私はあったという認識です。その間、3年間がございました。今回の事態を見ていますと、前回より悪くなっていると思っています。ですから、これ以上進むのは危険だと。

それと、行政不信とかいろいろおっしゃいますけども、市議会の場合、議会選出の監査委員さんにつきましても、私は議長にゆだねております。今回も、可否同数で議長裁決という異例な状態でした。前回もよく似た状況であります。

やはり人事案件については、客観的な情報で判断していただきたいということでありますので、これ以上、今通告をされているようなことをこの議場でもって私、あるいは部長がお答えして、多数決であったとしても、私は好ましくない、個人的な話ではないと思っています。私としては、能力があって実績もある方だということに対して何回も質疑があること自体が、私はおかしい、代表者会議で言われて、個々に私の部屋でもお話をされて、そして議会の日程の中の勉強会でもやられて、あえてもう1回、本会議でこういう質問が出てくるといふ、これを突き進むこと自体が、私としては、本会議で議論していただくことは懸念があったので、それなら私が撤回させていただいた方がいいのではないかという判断に至りましたので、次回というよりは今回の方が適切ではないかというのが私の判断でございます。

○議長（三和郁子君） 暫時休憩いたします。

（午前9時51分 休憩）

（午前9時56分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

討論通告書が提出されていますので、順次これを許します。

まず、第9番、西本俊吉議員。

○9番（西本俊吉君） 第9番、西本俊吉でございます。私は、今回、市長から提案されました議第61号、いわゆる人事案件に対しましての撤回につきまして、いささか私は不自然やという認識を持ちましたので、ここでその撤回に対する案に対して反対するという立場をとらせていただく、そのためにこの討論に参加しました。

まず、何よりも大事にしたいのは、いわゆる野洲市内のお互いの人間、人情、いろんなものがございます。そういう中で、やっぱり和やかさというんですか、そういうものをつくるのに一番大事なのは、やっぱり人間関係だと思います。

今回、質疑通告も、この議場に入ってからちょっと通告の人のメモもいただきましたけれども、今回提案された段階において、多少の不備な事項はあったといたしましても、今日まで人事案件というものはすべて、議会で承認してきている経過があるかと思えます。このようなケースというのは、私自身、初めての経験でございますし、特に人権に関する問題と考えました市長の提案そのものは、非常に歓迎すべきところもございます。だから、それは、1つには地域バランスを考えて選考を今後改めていきたい、またはその人選にあたっての方法、手段等について、もう少しきちとした確立をしていく、そういうことも含めての提案はいいんですけれども、何よりも大事にしていきたいのは、既に議案、この議場において、この方をという個人指名された経過がございます。その方について、既に、私もそれ以後ちょっと出会った、出会うって立ち話程度ですけど、出会いました。

「受けてくれるな」と言ったら、「うん。言うてきてくれたのでやるつもりです」と答えていただいています。そういうお気持ちの方を、その気持ちをむげにして、果たしてそれが市の行政として、市民の参画のもといろいろな思いを抱きながらやっていく執行機関として適切な処置で今回の提案があるかと考えたときには、私は、先ほどから市長が申されています。だから、今後において、人選等については慎重かつやっぱり公平、いろんなまた考えてやっていく。そして、何よりも人を大事にしていく、そういう方向性は十分私も賛同できますし、そうであっていただきたいなという思いも持っているんですけど、少なくとも手続上、法律違犯なりを犯しているというのであれば、これは明らかに撤回すべきやと思いますけれども、ただ感情というんですか、そういう中で、その既に名前の挙がった方を撤回することによって養護委員の同意を求める、ただ同意を求める我々の立場まで回ってきてから撤回されるというのは、私は非常に、先ほど質疑の中にもございましたけれども、やはり個人に対するいろんな感情問題、そういうものを考えたときに好ましくない。

したがって、私は、大きなミスがあれば別として、今までの人事案件すべてについても、正直申し上げるならば、どここのだれだれさんと言われても、私は5万人すべてを知っているわけではないです。そういうところで、議会の同意というものはほとんど通っておりますし、そういう感覚からいきまして、今回の、既に61号を提案された段階で承認されるという感覚でございましたものですから、そういう意味におきまして、私は今回の提案は、市長に対して決して逆らうつもりはないんですけれども、この方に関しては、私ははっきりと反対させていただきます。どうか議員皆様の賢明なるご判断を求めて、私の発言を終わります。

以上です。

○議長（三和郁子君） 以上で通告による討論を終結いたします。

お諮りいたします。

市長からの申し出のとおり、議第61号の撤回の件を承認することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（三和郁子君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第61号の撤回の件は、承認することに決しました。

暫時休憩いたします。

（午前10時03分 休憩）

（午前10時04分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（日程第4）

日程第4、議第47号から議第60号まで、「専決処分につき承認を求めることについて（平成24年度野洲市一般会計補正予算（第9号）」他13件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております議第47号から議第60号までの各議案については、通告による質疑はございません。

以上で質疑は終結いたします。

（日程第5）

○議長（三和郁子君） 日程第5、議第47号から議第50号まで、「専決処分につき承認を求めることについて（平成24年度野洲市一般会計補正予算（第9号）」他3件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第47号から議第50号までの各議案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三和郁子君） ご異議なしと認めます。よって、議第47号から議第50号の各議案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第47号から議第50号までの各議案については、通告による討論はございま

せん。よって、討論を終結いたします。

これより、議第47号から議第50号までの各議案について採決いたします。

議第47号から議第50号までの議案4件については、一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま宣告いたしました議案4件について、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(三和郁子君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第47号から議第50号までの議案4件は原案のとおり承認されました。

(日程第6)

○議長(三和郁子君) 日程第6、議第51号から議第60号まで、平成25年度野洲市一般会計補正予算(第1号)他9件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております議第51号から議第60号までの各議案は、会議規則第39条第1項の規定により、議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

(日程第7)

○議長(三和郁子君) 日程第7、議第62号から議第66号まで、平成25年度野洲市一般会計補正予算(第2号)他4件を一括議題といたします。

事務局長が議件を朗読いたします。

○事務局長(橋 俊明君) 朗読いたします。

議第62号平成25年度野洲市一般会計補正予算(第2号)、議第63号野洲市職員の給与に関する条例等の臨時特例に関する条例、議第64号和解について他、その他の案件2件。

以上です。

○議長(三和郁子君) 議件の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(山仲善彰君) まず、ただいまは、議案の取り下げという異例な議案を提出させていただきまして、ご賛同賜りました。誠にありがとうございます。

それでは、議第62号平成25年度野洲市一般会計補正予算（第2号）につきまして、補正予算概要書の1ページをもとにご説明をさせていただきます。今回の補正につきましては、平成23年5月に発生しました篠原小学校校舎改築（建築主体）工事のコンクリートの打設不良に伴い発生しました当市の損害額につきまして、工事施工業者及び工事監理業務受託者との和解協議が整ったことによりまして補正しようとするもので、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出、それぞれ2,753万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を195億4,763万1,000円とするものです。

次に、歳出についてご説明申し上げます。総務費では、財政管理費の基金積立費で公共施設等整備基金への積立金として2,590万7,000円を追加し、教育費の小学校施設整備費では、和解協議成立の成功報酬等で163万円を新たに追加しようとするものです。

一方、歳入につきましては、諸収入では、先に説明いたしました損害賠償金2,753万7,000円を新たに追加するものです。

次に、議第63号野洲市職員の給与に関する条例等の臨時特例に関する条例についてご説明申し上げます。本義案につきましては、国家公務員の給与改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額措置を踏まえ、また地方交付税の算定基礎である地方公務員給与費が減額されたことにかんがみ、市職員及び市長、副市長、教育長の給料等の減額について、平成26年3月31日までの特例として定めようとするものです。

なお、本条例は、平成25年7月1日から施行するものです。

議第64号から議第66号の3議案について一括してご説明申し上げます。これらの議案につきましては、平成23年5月に発生いたしました篠原小学校校舎改築（建築主体）工事における2階躯体部分のコンクリート打設不良に伴うもので、議第64号は対策費用及び当市への損害の負担について和解協議が整ったことから、地方自治法第96条第1項第12号の規定にもとづき議会の議決を求めるもの、また議第65号及び議第66号は、当該工事の関連工事である電気設備工事及び機械設備工事が中止になったことにより発生した請負業者への損害に対する市の負担について、和解協議が整ったことから、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

ご審議よろしくお願いたします。

○議長（三和郁子君） ただいま議題となっております議第62号から議第66号までの

各議案について、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

暫時休憩いたします。

(午前10時12分 休憩)

(午前10時16分 再開)

○議長(三和郁子君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。質疑は、30分、3回までとなります。

第13番、野並享子議員。

○13番(野並享子君) 第13番、野並享子です。

議第63号野洲市職員の給与に関する条例等の臨時特例に関する条例についてお尋ねをいたします。

今回上程されている条例は、国家公務員の給与減額措置を踏まえて、地方公務員の給与を減額することを前提に、地方交付税の基礎算定を削減するというに伴っての臨時特例の提案であります。

そもそもこの問題は、民主党野田内閣のときに、国家公務員給与の平均7.8%削減の実施とあわせ、地方公務員の給与削減が検討されていきました。自民党も総選挙の公約で公務員総人件費を国、地方合わせ2兆円削減することを掲げており、13年度予算では地方が削減することを前提に、地方財政計画を閣議決定いたしました。13年度に限り7月から9カ月、削減総額は8,504億円、一般財源の影響額は7,854億円で、市町村で2,749億円です。

地方6団体が、自治体が自主的に決める地方公務員給与への国の介入は自治の根本に抵触する、地方交付税は地方固有の財源であり、国が政策誘導に利用することは許されないと抗議いたしました。不交付団体で交付税の影響を受けない東京都は、給与削減を実施しないことを言明し、教職員給与の国庫負担減額分についても都が負担することになっています。公務員給与の削減によるマイナス効果は、1兆2,000億円とも言われています。公務員給与の引き下げは、民間企業の給与の引き下げにもなり、デフレ脱却どころか国民の消費は落ち込み、デフレ不況の悪循環をつくります。

我が党は、2月14日に、賃上げと安定した雇用の拡大で暮らしと経済を建て直そうというアピールを発表いたしました。大企業の内部留保の1%を取り崩せば、月1万円の賃

上げを進めることができる、内需の拡大で経済の立て直しこそ、今、求められています。

アベノミクスの3本の矢には、賃上げ目標がありません。企業がもうかれれば賃金が上がるという幻想を振りまいていますが、うそとごまかしであります。この間、1997年度と2011年を比較すると、この14年間で経常利益は1.6倍、160%にふえていますが、給与は88%と下がっており、内部留保は100兆円もふえており、社会に還元していません。

公務員は、民間労働者と違いスト権が剥脱されているために、給与に関して人事院が勧告し、それを県や市、町で決めています。市長も、かねてより地方公務員の給与は地方自治体で決めるべきもので、国が関与されることに憤慨されていました。今回提案されていることについての所見をまずお聞きいたします。

2点目は、第2条で、給与月額について100分の3.5から100分の8の減額、管理職手当については、月額の100分の10を減額するとあります。全体的には影響額は幾らなのでしょう。1人当たりの影響額は幾らなのでしょう。また、ラスパイレスはどのくらいになるのでしょうか。

3点目、全協での説明で、この減額にあたり特別休暇を3日間加えることを言われていましたが、現在の休暇取得率はどのようになっているのでしょうか。

4点目、今回の給与減額について、組合とはどのような話し合いになったのでしょうか。さらに、国家公務員給与の減額も、期間の延長が一部で出されているため、今回の問題にとどまらない危険があります。来年度以降はどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員の給与削減に関するご質問にお答えいたします。

私の方から所見及び全般的なお答えをいたしまして、細かい具体的なことにつきましては、担当部長の方からお答えいたします。

所見は、私の言葉を引いていただいたように、全くそのとおり、ご指摘のとおりでありまして、自治の根幹を揺るがすというふうに思っています。ただし、もう交付税が削減されていまして、これも以前申し上げましたように、その分を給与で払うとなると、本来市民サービスに回せる財源が職員給与にいつてしまうという苦渋の判断になりますので、どちらを選ぶかとなれば、やはり給与削減という方に出ざるを得ないということでありまして、私としては減らしたくはないけれども、財源がそこで抑えられている限りは、今回の

対応は致し方ないというふうに思っております。

それと、休暇のこと等についてはお答えいたしますが、休暇の分というのは、これはできるだけ職員の勤労意欲を高めたいということで、2年間に渡ってこの1年弱の分を可能な限り補てんしたいということでありますが、おっしゃるように、すべての職員がすべての休暇を取っているわけではないですが、新たに加わることによって、その部分の押し出し効果で一定の効果はあると思っておりますので、何日取れているからどうのこうのじゃなしに、家族のために3日残している人がその3日を押し出すことによって、最終的に3日残るかわからないけど、例年よりは3日あるいは4日多く取れるという、そこをねらっているものでありまして、完璧なことをねらっているものではございません。

あとは総務部長の方からお答えいたします。

以上、ご答弁いたします。

○議長（三和郁子君） 総務部長。

○総務部長（新庄敏雅君） それでは、野並議員の3点目についてお答えを申し上げたいと思います。

まず、特別休暇ですが、1、2級については3日、それ以上の級については4日を2年間について与えるというものでございまして、年休の20日に対しまして約12.9日ということで取得率としてはなっております。

また、組合との話し合いということでございますが、5月中旬から5回の交渉を重ねていまして、本俸について、削減については、交付税を削減するという手段で市民への影響があるということでは、共に合意をしておるところでございまして、今後も組合との話し合いについては、最終的には条例提案をしたような形で妥協、ご理解をいただいたものでございます。また、この削減につきましては、今年度限りということにしておりますのでよろしく、お答えとさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 野並議員。

○13番（野並享子君） ②の返答がなかったんですけど。3は言われましたけど。

○議長（三和郁子君） 総務部長。

○総務部長（新庄敏雅君） 申しわけございません。

影響額というものでございます。影響額につきましては、本給カット分で約7,400万円、管理職手当が1割削減ということで600万円、時間単価が下がるということで、時間外と共済費への影響額が1,900万円と、今回特別職の給与分が1割カットという

ことで130万円ということで、約1億円余りが減額となると見込んでおります。

また、特別職を除く1人当たりの影響額としては、22万4,000円となります。また減額後のラスパイレス指数につきましては100.3ということを見込んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 野並議員。

○13番（野並享子君） 今回、こういうふうな形で国が兵糧攻めにしてくるといふ、本当に人勧そのものを、あつてないがごとの状況になっております。この国家公務員の給与の減額に対して、一部で今年度だけじゃなくて2年間という形で国家公務員は来たと思うんです。それがまださらに次の年度もということが取りざたされているということですので、今の答弁では、今回だけのようにおっしゃいましたが、もしそういうふうな形でさらにまた同じような状況になれば、来年度以降は、やはりまたサービスを切り下げるよりは職員のというふうな形になるのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

それと、組合との協議ですが、住民サービスを切り下げるのではなくということ、ご理解をいただいたというふうな最後の話だったと思うんですが、組合とは、妥結というふうな形になっているのか、理解という形とはまた違うと思うんですけども、そこら辺、ちょっと明確な内容を知らせていただきたいと思います。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 反問権。

○議長（三和郁子君） 暫時休憩します。

（午前10時28分 休憩）

（午前10時31分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

○市長（山仲善彰君） 先の2月議会で議員の報酬等を削減いただきました。私の記憶ではなので、間違っていたら訂正いただきたいと思いますが、そのときの理由としては、財政が厳しいというのと公務員も給与を削減する見込みであるのと、市の職員もという提案の理由であったと私は記憶いたしております。

それに対して野並議員は賛同されました。そして、議員の場合についてはずっとということで、私どもは3月までです。ただ、国の動向はまだわかりません、それは政治動向ですから。3月までという条例を提案させていただきました。議員の皆さん方の場合は、永

久とは言いませんけど、年限は限っていません。この野並議員はそれに賛同されたので、それについての見解を伺いたい。まずそうでないと、いつまでとか、そして市の職員だけじゃなしに、市の職員も削減するからというのが根拠の1つだったと私は思っておりますので、そこに賛同された野並議員のまず見解を伺った上で質問をされるべきだと思っておりますが、なかったもので、まずそこを明らかにしていただきたいと思っております。

○議長（三和郁子君） 野並議員。

○13番（野並享子君） 議員の歳費の引き下げの部分に関しまして、私も言いましたように、ベストではないがベターということでの選択ということをしたと思います。職員の給与の懸念はありました。だから、一緒に引き下げたらいいいというふうな、そんな状況で提案をしてそれを賛同したのではありません。この議員の歳費の問題も、次のまた新しい議会で議論される、市民の皆さんが議員の歳費は上げた方がいいという議員の働き方、議員としての仕事、そういうふうなことの評価の中で、市民の皆さんからの機運があれば引き上げられるというふうな可能性はありますので、それは我々の議員活動にかかってくるというふうに思います。

職員の給料というのは、これは本当に、公務員に対するスト権も剥脱されている中で、人勸が裁定し、それに対して地方の議会で議決していくという、そういう手順になっておりますので、ですから、今回やはり削減をしていない自治体もあるというふうに聞いております。先ほど言いました交付税に関係のない東京都では削減をしないとか、そういうところでないところも、削減をせずにやはり職員のモチベーションを下げないために、それと地域経済に及ぼす影響、先ほど言いましたように、これをやることによって1兆2,000億円からの購買力がなくなるという、そういう中において、やはり公務員の給与というのは、兵糧攻めによって下げていくというふうなものではないというふうに思いますので、そういう位置づけをさせていただきました。

○議長（三和郁子君） 暫時休憩いたします。

（午前10時35分 休憩）

（午前10時37分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

○市長（山仲善彰君） 私が先ほどご質問させていただいたのは、議員の歳費の削減の根拠に、野洲市において職員も削減するのでということが入っていたと思います。なぜそれ

が入ったかと言いますと、私は先の議会でもう表明しております。けしからんと思うけれども、野洲市では受け入れざるを得ないのでその方向と。野洲市はその時点で方向性を出しています。それを前提にされて、職員が削減するので議員もという論拠になっております。

ですから、今回、削減の折り込みで議員は削減されていると、それも時限ということも言っています。野並議員は、そんな関連がとかそういうことじゃなしに、野並議員はそこを含めてあの議案に賛成されたということですので、そこをもう1回明確にさせていただきたい。

だから、私としては、当然今回、苦渋の判断に賛成いただけたらと思っていただけなのに、議案質疑をされるその論拠が意味がわからないわけです。私たちの理由を根拠にして自ら削減されておられながら、今回これを出してきたときに反対を根拠にしてどうのこうのとおっしゃっています。私は、あの時点である意味で腹くくって、職員組合とも内々で話しながら、私は絶対反対ですけども、交付税削減がもう見込まれていました。だから、削減の方向でいきますと、組合員に中途半端な期待を抱かせたり、変な議論をするよりは、野洲市としては反対だけでも、制度的に受け入れると、ご協力いただきたいということで、代表者会議だったと思います、申し上げました。それを根拠に私はされたという認識をしております、はっきりと。それを賛成されておきながら、今になって職員の給与の削減がどうか期限を切っているとか、あるいは延長されるんかとか、そのところが、いわゆる野並議員の本当の、真摯な意図がわからなかったもので、そこをお聞きした上でお答えしようと思ったことであります。関連は結構です。野洲市職員の削減を前提にして議案が提案されたというふうに私は理解しているんですが、そこについての野並議員の見解を再度お尋ねいたします。

○議長（三和郁子君） 野並議員。

○13番（野並享子君） それは全く間違っています。職員の給与が削減されるから議員の歳費を引き下げるといふようなことは言っておりません。議員の歳費を引き下げることに関して、それはあの定数問題との絡みの中で、ベストではないがベターだという形で選択をいたしました。職員の給与は、その当時、市長がそういう思いを持っておられました。しかし、地方自治体で削減をしていない自治体もありました、その方向で。その当時、野洲が本当に削減をされるのか、それとも削減をされずにいかれるのかというところは、今回の議案が出てきて初めてわかったというのが現状と違いますか。あのときに言

っておられたのは確かに言っておられました、今回議案が出てきたから質疑をさせていただきます。3月議会での議員の報酬の引き下げの状況のときに質疑をするような内容ではありませんし、職員の給与削減を言明されておりましたが、それを認めていたというふうなものではございません。職員の給与が削減されたから議員の歳費を引き下げるというふうな、そういうふうなことは言っておりませんが。連動して議員の歳費も引き下げるんだというふうな、そんな議論ではなかったというふうに思います。

○議長（三和郁子君） 反問権は終わりました。野並議員の再質問に対するの答弁をお願いいたします。

市長。

○市長（山仲善彰君） まず、引き続き来年もということですけど、これは全く不明であります。ただ、報道されているところによりますと、政府は社会保障費を引き下げるといふのと、1つと、もう一つは、いわゆる中央政府の経費削減に見合って自治体の経費削減も行おうと。これは、私は心外だと言っているんですが、今、市民生活はどちらで支えられているかと言うと、やはり特に市町村の自治体であります。そこを連動させて並行させて下げていくのは大いに問題だと思っておりますが、ただ、今どうのこうのという情報はこれ以上ございませんので、お答えする材料はありません。

それと、職員組合に関しましては、当然、総務部、人事課を通じて話し合いをしております。私も全組合員に総会の場でもきちっと状況を説明してお願いしています。そして、いろんな機会をとらまえて職員組合とは話しています。決して私も削減したくないけれども、この状況を職員は理解してくれて、理解というよりは議案を出せるところまでの了解が終わったということですので、出させていただきます。中途半端に圧力的にねじ伏せて削減を、ここまで至ったのではございません。

先ほどの私の理解は、あの議案の提案者は、職員も給料を削減されるからという提案が正式にあって、そこで賛同されたという理解でありますので、野並議員がどうのこうの言われたんじゃないし、あの骨格について私はそう理解したので、今回、やむを得ない議案については、当然、賛成された方は賛成されるというふうに思って提案させていただいた次第であります。

以上、お答えいたします。

○議長（三和郁子君） 野並議員。

○13番（野並享子君） これは委員会付託にもされますので、あとはまた総務常任委員

会で大きな議論を皆さんでされると思いますので、以上で質疑を終わらせていただきます。

○議長（三和郁子君） 以上で通告による質疑は終結いたします。

これより、議案質疑に対する関連質疑を許します。

関連質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（三和郁子君） 関連質疑がないようですので、これをもって関連質疑を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております議第62号から議第66号までの各議案は、会議規則第39条第1項の規定により、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

○議長（三和郁子君） 暫時休憩いたします。再開を午前11時といたします。

（午前10時45分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（日程第8）

○議長（三和郁子君） これより、一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されておりますので、順次、発言を許します。

その順位は、一般質問一覧表のとおりであります。なお、質問にあたりましては、簡明瞭にされるよう希望いたします。

それでは、通告第1号、第6番、奥村治男議員。

○6番（奥村治男君） 第6番、奥村治男です。1番くじを引きましたので、久々にトップバッターで質問をさせていただきます。教育長に5問にわたり一問一答で質問したいと思います。

体と心の発達を促す歩育について質問いたします。歩行運動、歩行体験は、これまで個人の趣味の領域としてとらえられることが多く、長らく公共政策や教育施策で取り上げられてきませんでした。けれども、近年、生活習慣病予防対策として、また脳の活性化を促すことから、高齢者の健康保持対策として、散歩やウォーキングがブームとなっていることから示されるように、歩行体験の奨励と普及は公共の福祉増進に資するものです。また、子どもの健全育成のためにも、これを保育という教育視点で、自治体、地域ぐるみで取り組み、積極的な官民連携、学校、家庭の協働のもとで大人社会の責任として、子ども

たちに自然や社会に触れる豊かな歩行体験の機会を総合的かつ計画的に行う必要があると
考えます。歩育は、子どもの健やかな成長には欠かせない大切な要素であり、学校におけ
る歩くことの指導は、小学校学習指導要領体育編の体づくり運動の一部に位置づけられ、
教育活動全体を通じて保育を推進する環境も整ってきたと思われま。

ついては、次の点について教育長の所見をお伺いいたします。

まず1番目に、最近、外で遊ぶ子どもを見かけることが随分少なくなってまいりました。
それに伴い、子どもの体力や運動能力も低下していると言われております。近年では、す
ぐつまずいて顔から転ぶ子どもがふえていると聞いております。本市の幼稚園や小学校で
の実態についてお伺いしたいと思います。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 本市の子どもたちの体力、運動能力の実態についてございま
すけれども、小学校のすべての学年で実施をしております新体力テストの結果等を見ます
と、本市の子どもたちはおおむね健やかに成長していると言えます。

議員からご指摘をいただいております、つまずいて顔から転ぶ子どもですけれども、幼
稚園では、発達段階から見まして手がとっさに出ないということで、顔から転ぶ子どもも
見られますが、小学校段階では、特定の児童には見られるものの、その数が以前に比べて
飛躍的にふえているということはございません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 奥村議員。

○6番（奥村治男君） それでは、2点目についてお伺いいたします。

昭和50年代からテレビゲームの登場を機に、子どもたちを個室に追い込み、団らんな
き核家族化の中で、子どもたちのカプセル型の閉塞生活とメディア漬けの時代が始まりま
した。すぐに疲れたと言って地べたに座る、朝礼で真っすぐに立ってられない、ちょっ
とのことで骨折する、遠足で完歩できない子どもの体に異変が起きていると言われていま
すが、本市の児童・生徒の実態についてお伺いいたします。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 児童・生徒の体の異変についてでございますけれども、始業式
とかあるいは卒業式、また音楽会等で貧血を起こして倒れると言いましょうか、そういう
子どもたちが一部見られますけれども、以前に比べまして、朝礼でまっすぐ立ってられ
ないとか、そういった子どもはそんなに増加しているとは思えません。しかしながら、小

学校の低学年でございますけれども、授業中に真っすぐ背筋を伸ばして座っているといった姿勢保持が長時間できないといったような子どもがおりますので、そういった子どもに対しましては指導を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（三和郁子君） 奥村議員。

○6番（奥村治男君） それでは、3点目についてお願いいたします。

毎朝10分間、校庭でウォーキングをさせている学校があります。これは、神奈川県相模原市光が丘小学校や福岡県春日市の天神山小学校では、子どもたちは、最初は嫌がっていたが、歌を歌ったりして徐々に歩くことを楽しむようになってきたとのこと。その結果、子どもたちに落ち着きが出てきたこと、日光を浴びることで前頭葉が活性化し集中力が高まったと言われております。

本市の小中学校においても実践してはいかかかと考えますが、所見をお伺いいたします。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 議員がご紹介いただいております神奈川県の例とかあるいは福岡県でのウォーキングの実践につきましては、これは学校の実態に応じた特色ある教育活動であると、そのように認識をしております。本市におきましては、朝の読書とか朝の学習とか、そういった各学校の実態に応じた特色ある教育活動を展開しているところでございまして、現時点におきまして、市内の学校にはウォーキングを取り入れる予定はございません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 奥村議員。

○6番（奥村治男君） それでは、次に、子どもの体力向上は、家庭や地域と連携した運動週間の定着も大切であります。登山やウォークラリー、学校独自の遠足などの取り組み、持久走やマラソン、駅伝大会の実施と、歩育に視点を当てた取り組みを行い、子どもたちの運動をできる環境づくりや歩育を積極的に推進していく必要があると考えますが、所見をお伺いいたします。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 野洲市内の小中学校におきましても、全校で三上山登山、あるいは全国縦割り遠足、冬場でのマラソン大会等々、歩育の視点から見て意味ある教育活動を実践している学校があります。

今後も各学校の実態に合わせて子どもたちの知力づくり、運動できる環境づくりを進めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

以上です。

○議長（三和郁子君） 奥村議員。

○6番（奥村治男君） それでは、最後、5点目の質問をいたします。

自然と遠ざけられて五感体験の機会を失い、親の干渉や過保護によって自律障がい陥ったり、育児放棄等による心の交流体験を持たず対人コミュニケーション能力の発達を阻害される子どもも少なくないと聞きます。このような幼少時の人間的接触の欠如と歩行不足は、人格中枢脳の成長をおくらせ、ムカつく、切れやすい子どもたちをふやし、思春期挫折症候群、人格障がい等も引き起こしかねません。子どもたちが人間として健やかに成長していくためには、本当にそれでいいのかと思います。

京都大学名誉教授で脳科学者の大島清氏は、『脳は「歩いて」鍛えなさい』という著書で、脳は歩くことによってそれまで眠っていた脳が活発に活動を始めると、気分がよくなってさらに歩きたくなると書かれております。

子どもたちの深刻な異変に今必要なのは、歩育ではないでしょうか。教育長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） いわゆる歩育の必要性については、近年、特に就学前教育で取り上げられておりまして、大変重視されているという認識を持っております。

例えば市内の幼稚園におきましては、日常の習慣的な歩行に加えまして、先ほども少し申し上げましたけれども、園外保育ということで歩き遠足とか、あるいは三上山登山とかそういったことの歩行体験を行っておりますし、小学校におきましては、知徳体のバランスのとれた成長を促すために、とりわけ低学年でございますけれども、体育科の授業の中で体づくりの運動である体ほぐしの運動や多様な動き等に歩育の考え方を少し入れまして、各学年において実施しているというところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 奥村議員。

○6番（奥村治男君） 教育長から5問にわたり詳細答弁いただきましたので、これで終わります。

○議長（三和郁子君） 次に、通告第2号、第8番、丸山敬二議員。

○8番（丸山敬二君） 第8番、丸山敬二です。それでは、4項目にわたりまして質問させていただきます。

まず、最初に、市内中学生の逮捕についてということについてお伺いします。大津でいじめが発端となって生徒が自殺したという事件がありましたけども、そのときから教育委員会との関わりというのが非常に全国的にも話題になり、またいろいろ議論されてきました。その中には、教育委員会の隠ぺい体質が云々とかいうことも言われておりました。そういった中で、本市において中学生の逮捕ということがあったことについて、何点か、私自身も、そういった意味では情報の公開というのが少し足りなかったのではないかなど、このように思いますので、質問をさせていただきます。

市内中学校の生徒が教師に暴力を働き、傷害の疑いで4月18日と24日、相次いで逮捕されました。1件目の事件については、4月24日の全員協議会で教育長から概略の説明がありました。その日にもう1人が逮捕、このときにもう1人が逮捕されたという情報のみは入りましたけれども、その後、例えば文教福祉の常任委員会を開いていただくなどして議論すべきであるとは私は思っておったのですが、議会に対しては、先日の6月6日の臨時の全員協議会までは何の報告もありませんでした。

この件につきまして、何点か教育委員会の方にお伺いをいたします。まず、1人目逮捕のときに、教育委員会から議員及び教育委員あてに、逮捕されたということと、市教委は警察と連携をとりながら指導を続けていたという、こういう文言の入ったメールまたはファックスで知らされてきました。我々にすれば、これが初めて知らされた内容でありまして、警察が入っていたということなどは全く知りませんでした。翌日の新聞には逮捕に至ったいきさつが載っていましたが、議員それから教育委員あての、先ほどのEメールとかファックスの内容にはそういった内容は知らされておりました。その辺は、なぜ事前の連絡には、新聞に載っていたような内容は知らされなかったのか、まずお伺いします。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） まず、なぜその経緯を議員あるいは教育委員に知らせなかったのかということでございますけども、警察から学校教育課へ連絡が入りましたのは、4月18日の当日の逮捕後でございます。教育委員会としましては、その時点で逮捕に至る知り得た情報のすべてをプライバシーに配慮してお知らせしたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） プライバシーに配慮はいいんですけど、新聞によりますと、生徒は10日午前9時から11時55分頃教室に入って、授業を受けるよう指導した何とか云々と書いておるんですね。我々に知らされたその文書では、4月10日、学校内において3名の教諭に対して足げりしたと。で、けがを負わせたということなんです。この辺のことについて、新聞ではこれだけ入っているんですけども、なぜ事前のやつには、新聞と同様な内容がなかったのかというのを、要はもらった時点で、どういうことかなと。ここに言葉に書いていますが、後でもちょっと伺おうと思っていたんですけど、市教委及び警察とも連携なんていうのは、先ほど申しましたように、我々は全然知らなかったんですね。そういったところで、議員の方にはなぜそういったことも知らされていなかったのかということをお伺いしているんですけど。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 生徒が逮捕された後でございますが、守山署に問い合わせをいたしました。逮捕に至った事実について、警察から情報を収集しまして、報道機関にもファックスを流したところでございます。ファックスの内容につきましては、議員の皆さんに送ったものと同様のものがございます。

その後でございますが、その後、新聞社から学校教育課に問い合わせがございまして、情報提供後に、教育委員会としましては、学校から得た事実関係の中から逮捕に至った内容について、プライバシーに配慮して記者の問いに答えたということでございます。

以上でございます。

○議長（三和郁子君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） ちょっと今の教育長のお伺いすると、逮捕されたのは、市としては、こういった、要は新聞に載っていた内容というのは、そのときは知らなかったと。要は、新聞社が例えば警察に聞いた。じゃ警察から得た情報がこういうことかと。教育委員会としても、市としても、警察にどういうことで逮捕したんですかと聞いたら、警察からいきさつを聞いて新聞社にファックスしたと、こういうことですか。要は、この新聞に書いておるような発信元は、市よりか、ひょっとしたら警察で情報を得たものかもしれないと、こういう解釈ですかね。今のを聞くと、ちょっとそうとれたんですけど。新聞社のことですから、逮捕されたというたら、多分、警察にいろいろ聞いていると思うんですけど、今の答弁からすると、多分、そういうことかなと。市は知っていたけども、出し惜し

みしとったんじゃないなくて、新聞社が警察に聞いたと。で、同じように、教育の、市の方にも聞いてきたと。こういうことなんですかね。それで、ちょっと議員とかに知らせるのは内容が薄かったというか、足らなかったと。速報として出したもんだから足らなかったと。要は、新聞の報道は翌日ですので、我々は逮捕されたという日なので、その時間差はあるんかなと思うんですけど。ちょっと聞いたところでは、そういうことかなと思うんですけど、いかがでしょう。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 今のお話でございませけれども、こちらとしましては、逮捕事実が、いったい何で逮捕されたのかということ、つまり速報で皆さん方にお知らせをしないといけない。まず議員の皆さんとか教育委員の皆さんにはお知らせをしたところです。その後、新聞社にも記者提供をさせていただいたと。ですから、その新聞記者は、その速報を見まして警察に尋ねたのかもわかりませんし、教育委員会の方には電話連絡があつてどういうことやということがありましたので、皆さんに情報提供した後、学校にもちょっと問い合わせをさせていただいて、知り得た情報は、記者から問われましたので、それもお答えしたと。ただ、それが警察で聞いたことなのか、こちらから聞いた内容を記事にしたのか、そこはちょっと定かではございません。

以上でございます。

○議長（三和郁子君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） わかりました。報道関係はすぐ、特だねにしたいからどんどん走っていくと思いますので。

それでは、次にいきます。4月24日の全員協議会での、ちょっと教育長の説明の中でわかりにくかったところがあるんですけど、家庭の事情で他市から野洲市内の中学校に転校してきたと、こういうことですが、そのときに、その他市から来るときに、学校に対して、生徒に関する情報というんですか、引き継ぎの中には、こういった、要は校内暴力的なことがあるととか、ちょっと暴れる子やでという、そういう情報は、事前の情報としてなかったのでしょうか。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） この事案に関わらず、子どもたちが転出入する場合でございませけれども、子どもの様子等情報交換をするのが常でございませ。よって、今回も同様に子どもの様子、それから生徒指導上の課題も含め報告を受けておりますけれども、暴力的

な行為については、今回の事案にあるような報告は受けておりませんでした。

以上でございます。

○議長（三和郁子君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） わかりました。普通は、出す側はあんまり悪いことは言わんと思えますけど、私も会社の経験上では、人事異動なんかのときには、出す方はそんな悪いことと言わない。

次、3点目に行きますけど、2件の逮捕がありましたけども、この新聞によりますと、逮捕のきっかけとなるのは、どちらも4月10日となっているんですけど、この逮捕の2件の分について、関連があるのかないのか。例えば2人が同時にやっておったんやというのか、いやいや全く別のもんで同じ時間に起きたとか、違う場所で起きたんやとか、時間差があったんやとか。仮に時間差があったとすれば、1回目起きたときにこういうことやでというのは、校内の先生方の情報共有ということで、もしかしたら2件目が防げたのではなかったんかなと、そういうふうな気がするんですけど。この関係というか、関わりについてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） この2つの事案の関係でございますけれども、別々の事案で逮捕ということではございません。4月10日は共に行動していることがあったということです。教員の情報の共有については、この事案に関わらず、特に生徒指導関係につきましても、情報の共有化を図る場を持っておりまして、今回の生徒の状況もすべての教員は把握をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） 情報の共有というのは非常に大事かと思っておりますので、今後とも、そういった大小に関わらず、ひとつ先生方で情報共有してことにあたっていただきたいのと、このように思います。

先に申し上げるべきやったんですけども、6月6日の臨時の全協で報告がありましたので、今回の通告の内容は、その分は、その部分はちょっと省略させていただきますので、お願いいたします。

では、次にいきます。逮捕された後、私も定例の教育委員会というのは可能な限り傍聴させていただきます。逮捕後には、2回、定例の教育委員会がありましたけども、こ

のことについての報告とか協議みたいなものはなかったのではないかとこのように記憶していますけれども、逮捕後、教育委員会としてはどのような対応をしたのか、それから、対応したのかというか、取り決めに基づいてそういったことをやるようになっているのかどうか、そういったところをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 定例の教育委員会本会では、個人情報の保護のため議題として取り上げておりません。非公開である定例教育委員会後の懇談会、実は4月22日でございますけれども、その懇談会において、その後の取り組みも含め協議をしております。また、臨時の懇談会を開催させていただきました。これは2件目の逮捕事件のときでございますが、翌日になりますけど、4月25日でございます。4月25日に臨時の懇談会を開催させていただいて、子どもの状況を把握すると共に、今後さらなる具体的な取り組みをどのようにしていくのかといった協議も進めまして、教育委員会としての考えを該当の校長にも指示をしたところでございます。

取り決めにつきましては、具体的に示したものはございません。しかしながら、重大な事案が発生したときは、今後も迅速に対応できるよう配慮はしていきたいと、そのように考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） ありがとうございます。

そういったことでやっただいていただいているのであれば、安心しておりますので、ひとつよろしくをお願いします。

次ですけれども、過去に堺の市立の中学校で、生徒の暴力や校務、学校のやるいろいろな行事、それによる心理的負担からうつ病を発症した先生がいて、この先生に対する学校側の支援不足やまた生徒との間での心理的負担がふえるなどしてうつ病の症状が進み、通院治療中に自殺したという事例があります。

市内の複数の中学校においても、器物破損をはじめ中学校が荒れているという話を聞きますが、これは、言いましたように、直接教育委員会とか学校から聞いたわけでは、うわさとしての話なんですけど、こういった事実というのはあるのかないかをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 中学校が荒れているかというお尋ねでございますけれども、確かに生徒間のトラブル、けんかとか法に触れるような問題行動、そういったことを起こす生徒は確かにおりますけれども、各学校におきましては、保護者の協力を得ながら生徒指導の充実に努めておりまして、現在のところ、対教師暴力とか対生徒への暴力とか、今、話ございました器物破損とか授業を妨害するといったような問題は、現在のところはございません。当該の学校におきましては、教師と生徒が力を合わせて、「すてきな学校宣言」というのをうたっておりますので、それに沿って、部活やあるいは生徒会の行事、日々の授業、そういったことに前向きに頑張ろうという姿が見られております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） 何かちょっとうわさで、傘でいろんな物をつついておるとか、けっているとかいうのを聞いたことがあるんです。器物、破損まではいっていないかもしれませんが、そういったようなものはあるようですので、注意をしていただきたいなど、このように思います。

じゃ次にいきますけれども、このことがありまして、文科省の方にちょっと資料を要求しまして、こういった暴力関係のやつを聞いてみました。この資料によりますと、平成19年度から23年度まで、国公立の中学校で対教師暴力発生件数、これを聞きましたら、数字は23年度だけで申し上げますと、全国では、小学校で1,132件、中学校で6,689件、警察による補導の人数、これはデータが、暴力以外も含めたすべての、先ほど言うた器物破損やとかそういうなのも入っていますけれども、小学校では58人、中学校で1,573人ということでした。県別のデータもちょっと要求したんですけども、残念ながら県別はありませんでした。先ほど言いました数字が、毎年同程度で若干多い目の傾向はあるようですけれども、こういった全国の数字ですけども、同じような数字で推移しておるようです。この数字に対して、市教委としてはどのように思われるでしょうか。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 暴力発生件数の多いとか少ないといった問題よりも、やはり根本的な解決の報告をさぐることが大切であると、そのように考えております。

そして、学校における児童生徒への個に応じた手厚い指導、支援だけではなくて、子どもたちの望ましい家庭教育環境の確保、地域の教育力の回復を進めていかなければならないと改めて感じているところでございます。

特に生徒指導の問題でございますけれども、生徒指導上の課題解決には、保護者の協力なくしては前進はないものと、そのように考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） ありがとうございます。

ただ数字だけで申しわけございませんでしたけれども、こういった数字で推移しております、確かに教育長の言われるように数の問題じゃないと、やはりそういったことに対してどう対処するかというのが1番の課題というか問題やと思いますので、その辺は今申されたようなことで、保護者も含めていろいろやっていただきたいなど、このように思います。

今のご答弁いただいた内容は、次のとちょっと重複するようなところもあるんですけど、今回の逮捕について、教育委員会としては何か反省することはないのかなと、私も思っています。もっと事前に何かやっておればよかったとか、そういう意味で再発防止策の検討会など当然されていると思いますけども、その中で具体的にどういう取り組みをしていこうかなと、そういうような話があったのであれば、ちょっとお伺い、先ほどのと似ているんじゃないかなと思いますけども、ひとつお願いします。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 今回の事案への対応につきましてですけれども、学校における子どもたちの、やはり学習環境を確保するということが一番大事だろうと思っておりまして、早いうちに適切に対応できたと、そのように考えております。

再発防止に向けましては、こういった事件が起こったときには、臨時の校長会も開いております、その中でも校長に指導とか支援等々、お話をさせていただいているんですけども、その中身としましては、やはり学級や学年の集団づくり、子どもたちの遵法精神や規範意識の醸成、児童生徒の実態に応じたわかる授業の展開、そういったことを目指して継続的に授業改善を進めてほしいとか、あるいは保護者や地域の方々の協力や支援を得るための取り組みも進めてほしいといった、さまざまな観点から学校力を向上させていかななくてはならないと、そういった話もさせていただいております、教育委員会としても同じような考えを持っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 丸山議員。

○ 8 番（丸山敬二君） ありがとうございます。

そしたら、ちょっと次へいきます。冒頭に言いました連絡をもらっている、速報をもらった中に、市教委と警察と連携していると、こういうことがありましたけども、先ほど言いました、警察が入っているということは知らされていなかったんですけど、どういう理由でこれは警察が入っていたのか、ちょっとお伺いします。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 警察との連携でございますけれども、一応、いじめの問題を受けまして通知やらがありまして、できるだけ警察と連携をするように、連携の強化を図るようというような通知がございましたんですけども、私どもの方としましては、やはり学校の秩序を乱し、他の児童生徒への学習を妨げる行為、あるいは暴力などの犯罪行為の可能性のある場合には、警察を含む関係機関とも連携していく必要があると、そのように考えまして、このような事件が、事案が起こったときにも、一応警察とも、学校は連携をしていたということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 丸山議員。

○ 8 番（丸山敬二君） 連携はいいと思うんですけど、これは逮捕されたということは、被害届か何かが出されたのではないかなと思うんですけど、この辺はいかがでしょうか。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 被害届の件でございますけれども、警察への被害届は、警察とも相談をさせていただきまして、学校長の判断により被害を受けた教職員すべて出しております。

以上でございます。

○議長（三和郁子君） 丸山議員。

○ 8 番（丸山敬二君） ありがとうございます。

先ほど言いました大津の例では、いじめていた生徒が実は女性の教師に暴力を働いていたと。足の骨折か何かさせたということがあって、それを教育委員会は隠していたと。後で自殺の問題で大きくなったときに、警察が入っていろいろ調べたらそういうことがわかったと。そこで警察は、その教師に被害届を出しなさいと何回も言いましたけども出さなかったと、こういうことらしいです。やはり今、教育長のおっしゃったように、今回、被害届という形で出して連携をやったというのは、やはり一定のそういう暴力に対しては、

そういう警察が入って指導というのも大事かと思しますので、大津の例にならないように、今後ともぜひともお願いしておきたいと思します。

それで、最後になりますけども、この件につきましては、やはり議員もいろんな意味で関わるというか、知っておく必要があったのではないかなと思します。やはり常任委員会を開くなどして、今のうちに、傷が浅いうちに何かやっておかなければいけないのではないかなと思します。この間の6月6日の報告にありましたように、学校でもみんなそういうことに触れずに仲よくやっているというような報告もありましたけれども、やはり指導者側としては、そういったことで議会を含めていろいろやっておかなければいけないと思しますけども、もう終わったからええというのか、いや重大な問題やから何かやっついていかないかなというふうな、この辺のところは、教育委員会としてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 今回の事案につきましては、確かに委員会ではなかったんですけども、全員協議会の場で2回報告をさせていただいて、皆様方から一定、ご意見を伺ったところでございます。これに関わりましてですけれども、やはり教育委員会としましては、社会で許されない行為は学校でも許されないんだという、そういう基本的な方針のもとに、子どもたちの発達段階を考えながら、社会の一員としての責任、義務をしっかりと伝えて、人としてやっていいこと、やってはいけないことを正しく判断し、実践できる、そういう力を育てていくことが重要であると、そのように考えております。

そういった意味で、今回の対応については、まさに傷が浅いうちに対応できたと、そのように考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） 私としては、ことが起きたときと最後のときに全協では報告がありましたけど、それだけではちょっと議会に対する報告にはならんのではないかなと、私はこのように思しますので、その辺はちょっと改めていただきたいなど。やはり確かに議会としてもそういう要求をしなかったのもちょっと悪いのではないかなと思しますけども、やっぱり今後はどちらもがちょっと反省すべきではないかなと私は思っています。

それでは、次の大きい2点目にいきます。中学校の柔道授業における災害についてということで、平成24年度から中学校で武道が必修化され、本市では柔道が選択されました。

今年の5月15日の新聞報道によりますと、県内の柔道授業によるけがの件数が、少なくとも47件、野洲では2人がけがをしたとの記事がありました。

このことに関連して幾つかお伺いしたいと思います。この新聞報道によりますと、大津市は24人、東近江市は8人でしたけれども、両市ともけがの内容を把握できていなかったと報道されていました。本市についてのこの2人のけがということについては把握できていたのかどうか、伺います。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 柔道授業におけるけがが把握できていたかどうかということでございますけれども、今回のけがについては、4月24日付で、学校から日本スポーツ振興センター法にのっとり医療機関にて受診した医療費の請求にかかる報告がございまして、その内容も含め学校教育課になされており、それに基づきまして新聞社の取材に回答したということでございますから、けがの把握はできていたということでございます。

○議長（三和郁子君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） たしか新聞にもそういうふうに書かれていますね。独立行政法人日本スポーツ振興センターに治療費を請求したケースに限って聞き取ったと新聞にも書いていますので。ただ、私は、そういう今の、4月24日ということは、24年度のまとめたのが、最後に報告があったということですよ。その2人がけがをしたときに、教育委員会の方に学校から、こんなけがをしよったと、治療費の請求をしたというんじゃなくて、2人がけがをしたというのがわかったのが、4月24日でわかったということではないでしょうか。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 4月24日でわかったということでございます。

ただ、報告につきましては、年度でまとめてということではなくて、大体2月ぐらい、報告が上がってまいりますのは治療が終わってからになりますので、だからそれ以降でないと教育委員会としては把握できないということでございます。

○議長（三和郁子君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） 治療費もあれですけど、ちょっと次でお話しさせていただきますけども、今の独立行政法人日本スポーツ振興センターに治療費を請求したケースに絞って聞き取ったとなっています。この件で、文科省に全国のけがの状況を問い合わせました。そうすると、文科省からの資料も、やはり今言いました日本スポーツ振興センターが5、

000円以上の医療費給付金または障害見舞金対象の件数しか把握していないようです。

この23年度の柔道の場合は、死亡見舞金はゼロでした。障害見舞金は、全国で1件、滋賀ではゼロと、こういうことでした。今言いました5,000円以上の医療費給付金は、全国で4,583件、滋賀で67件というふうになっています。けがの程度にもよると思うんですけど、先ほどの野洲で2人けがをしたということについては、例えば教育長のおっしゃる2カ月に1回の報告の中で同じときに出たのか、けがした時期は別々なのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） けがをしたときは別々でございました。

○議長（三和郁子君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） そうすると、程度によったらあれなんですか、授業中のけが等については学校に任せていると、よっぽど重大な事故とかそんなのがない限り、学校に任せているというんか、都度、報告をもらっているとかいうような、その辺はいかがでしょうか。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 柔道の授業に限らずですけれども、学校で起こったけがとかあるいは事故については、救急車を要請するなどの命に関わる場合、それから頭のけが、そういった場合とか、あるいは学校長が重症だと、そのように判断した場合、あるいは施設整備に瑕疵がある場合とか指導法に問題があったといったような場合には、やはりこれはすぐに教育委員会に報告を上げるように言っていますし、報告が上がっております。

報告があった場合でございますが、教育委員会は、けがをした経緯とか状況を詳しく聞き取りながら、環境要因とか等に問題がなかったかどうか、それを判断しまして、問題点への対応あるいは再発防止に向けての指導、支援をしているというところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） ありがとうございます。

いろいろとやっていたらいるようですので。

じゃ次ですけど、2009年に秦荘中学で柔道の部活中に部員が意識障がいと見られる異変が起こりまして、その後、死亡するという事故がありましたけれども、ご存知かと思えますけれども、これは部活の中での事故です。授業とはまた違うとは思いますが、指導

の仕方としてはそう差があるものではないと思います。

文科省が平成24年3月に「柔道の授業の安全な実施に向けて」というのを、文書が出されていると思いますけども、この辺の周知はどのように行ったのか、お伺いします。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 武道の必修化に伴いまして、県の教育委員会の主催である学校体育実技講習会に参加したり市内の体育部会で授業実践の交流を図りながら、安全に配慮した授業の研究と研さんに努めております。

ただいま議員からご指摘がありました柔道の授業における安全な実施に向けての周知でございまして、これは平成24年3月15日付で各中学校に通知をいたしまして、校長会やあるいは教頭会を通して柔道の授業が円滑に実施できるよう、周知徹底を図ったところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） この授業の安全な実施に向けてという中をちょっと見てみますと、柔道をやる前にはどうこうせないかん、点検せないかん、事故が起こったらどうやと、こうあるんですけど、この中でちょっと注目したのが、AEDの使用についてのことも書かれていました。今、教育長は通知されたということなんですけど、各学校では当然、AEDの設置場所、それから使用方法等の訓練というのはしておるんでしょうか。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 各学校では、救急救命研修を実施しておりまして、その中でAEDの使用方法についても研修をしているところでございます。また、教育研究所の中にもあります講座の中でもAEDの研修を実施しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） ちなみに、今、北中が、今度、武道館ができますね。そこにはAEDの設置というのは考えておられるんですか。学校全体の話になるんですか。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 今、ご指摘のありましたように、現在、武道館を建設中でございますので、現在は、野洲北中学校は体育館に設置をしております、体育館が武道場と少し離れておりますので、武道場の玄関にもAEDを設置する予定をしております。

以上でございます。

○議長（三和郁子君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） ありがとうございます。やっぱり新しくできたところには、そうしていただくとありがたいですね。

それでは、先ほどの教育訓練というのはちょっと若干、次、予定しておったんですけど、お聞きしましたので、これで武道関係は終わらせていただきまして、大きい3番目の教育委員会は機能しているかということについてお伺いをしたいと思います。これは教育長ですかね。

先ほどの例のように、事件とか事故、あるいは災害について、教育委員会の関わりについて少しお伺いしたいと思います。一般的には、こういったことについて教育委員会というのはどのように対応しているのか、専門の者がいてるとか、いてないとかを含めまして、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（三和郁子君） 教育部長。

○教育部長（中島宗七君） 事件や事故、災害などが発生した場合ですが、野洲市の危機管理マニュアルや各学校の危機管理マニュアルに基づきまして、迅速かつ適切な対応を行いまして、事案の及ぼす影響を最少限度に食いとめるよう努め、市民の安全確保を図っておるところでございます。また、それぞれ専門担当者につきましては、配置しておるところでございます。

以上です。

○議長（三和郁子君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） 専門の担当の方もおられるようですので、ひとつ抜かりなくよろしくお伺いしたいと思います。

じゃ次に、本市以外の機関と言いますか、各種、こういったことに関連して、他校やとか他市の間の情報交換というのは行っていますでしょうか。

○議長（三和郁子君） 教育部長。

○教育部長（中島宗七君） 情報交換の関係でございますが、事案の必要性に応じまして、警察あるいは守山野洲少年センター、医療機関、県の教育委員会などと連携をとって情報交換を行っておるところでございます。

○議長（三和郁子君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） 情報交換を行っているということですが、これは、そういっ

た会議とか会合等というのは定期的に行われているのでしょうか。また、そういうことであれば、年に何回ぐらい、そういった情報交換というのはやられているのか、ちょっとお伺いします。

○議長（三和郁子君） 教育部長。

○教育部長（中島宗七君） 定期的な情報交換でございますが、昨年度のいじめ事案を受けまして、警察からも通知がございました。そうしたことで、守山警察と守山野洲少年センター、中学校と教育委員会と野洲市子ども健全育成に関わる第三者連絡会を立ち上げておりまして、関係機関からの事例報告あるいは意見交換、それと警察からの指導、助言を受けておるところでございます。

今年度につきましては、1回目が終わりました、今後、中間の時期と最終、1年を振り返ってというような形で3回の開催を予定いたしております。

以上です。

○議長（三和郁子君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） これは、今言われた警察をはじめ他の学校やとか団体とかが、ばらばら、個別じゃなくて一堂に会してやっているということですか。

○議長（三和郁子君） 教育部長。

○教育部長（中島宗七君） 今、申し上げましたように、一堂に会してです。警察は守山警察署長の方も入っておりますし、中学校ですと校長、責任者、教育委員会は幹部職員が入っている、一堂に会しての会議でございます。

○議長（三和郁子君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） 次の通告は、教育委員会の定例会以外に云々という質問は、先ほどの中で教育長がもうお答えいただいたので、ここは飛ばします。割愛させていただきます。

次に、市長部局では、公平性とか透明性を示すということで全員協議会とか市の広報、またホームページ等、あらゆる手段で情報の公開をしてもらっておりますけれども、教育委員会の情報というのは、ほとんどこういった情報が公開されていないというような気がするんですけど、その辺は、なぜそういった情報公開が少ないというんか、されていないのか、お伺いします。

○議長（三和郁子君） 教育部長。

○教育部長（中島宗七君） 情報公開の関係でございますが、事案が発生した場合ですが、

教育委員会におきましても、公平性あるいは透明性、公正性を重点におきまして、全員協議会での報告、あるいは事案によりましては、保護者への通知や説明会の開催、あるいは報道機関への情報提供を通じまして情報を公開しているところがございます。また、市民にわかりやすく親しみのある教育委員会にしていくために、広報、ホームページなどによりまして、積極的に情報提供を行っています。

○議長（三和郁子君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） 教育委員会ということからすると、先ほど来ありました個人情報の話というのは結構あるのかなという気がしますので、慎重さは必要かと思いますが、その中で、やはり大きくあった、事実は事実として、ある程度はやっぱり知らせておくべきではないかなと。逆に変なうわさが広まって、変なことになってもまずいのではないかなと。そういうこともありますので、その辺は、どこまで許されるかは、専門の方ですので検討していただいて、やはり情報として、我々もそうですし、市民も知る権利はありますし、何やろう、何やろうではなくて、事実は事実としてやはり知らせていただきたいなと。先ほど言いましたように、市長部局では、これでもかというぐらい情報は出していると思いますので、ひとつその辺はよろしくお願ひしたいと思います。

教育委員会の関係で、最後に1つだけ、私が疑問に思っていることがありますので、お伺ひしたいと思います。要は、以前にも質問させていただきましたけど、教育委員会というのはよくわからないんです。どういうことをするのか、やっているのかがわからないのがあるので、最後にこれだけお伺ひします。

定例の教育委員会とかによく出させてもらっているんですけど、議案が何件か出てきまして、この議案採決のときに、委員長が「賛成の委員は挙手願います」と、こういう発言の後、挙手をするんですけども、議案の提案者が教育長になっています。教育長もこの挙手に参加されているんですけど、ちょっとこの辺が、私は違和感を感じるんですが、この辺はいかがでしょうか。

○議長（三和郁子君） 教育部長。

○教育部長（中島宗七君） 教育委員会の会議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条に規定されておきまして、委員長が招集し、教育委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決することによる。いずれにいたしましても、採決の可否には参加しなければならないわけでございます。また、この条を受けまして、教育委員会会議規則におきまして、14条第1項におきましても、委員長は、

順次各委員の賛否の意見を求めて採決すると規定されておまして、よって教育委員である教育長の方も可否の採決をしておるところでございます。

○議長（三和郁子君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） 何か違和感があるというか、くすぐったいんですね。

幾つかの近隣の市の教育委員会の議事録をネット上でちょっと見てみたんですけど、挙手をしているところもありました。しかし、挙手していないところが多いですね。挙手のところは、言いました提案者が入っているかどうかというのは、これは議事録ではわかりません。「議決することに決しました」とか、そういうことになっているので、ちょっとわからないです。他のというか、挙手を求めていないところは、非常に乱暴なところもあります。例を見ますと、「議何号について原案のとおり決することにご異議ございませんか」、「異議なし」と。「異議なしと認め、本案は原案のとおり議決することに決しました」というのがあります。かと思えば、他は、「ただいまの説明につきまして何かご意見、ご質問はございませんか」、特に何もなかったら、「意見もないようですので、原案どおり可決いたします」と、こういう非常に乱暴なものもあります。ひとつ、私の疑問を払拭していただくためにも、1回、あり方について検討していただけたらと思いますけども、部長、この辺はいかがでしょうか。

○議長（三和郁子君） 教育部長。

○教育部長（中島宗七君） 私も、丸山議員の質問を受けてネットで調べました。挙手方式をとっているところもございますし、乱暴に委員長だけの、「意見がないようですので採決します」とかというような手法をとっているところもございます。委員会運営上の問題でございますので、また委員会の中で検討の方をさせていただきたいと考えます。

以上です。

○議長（三和郁子君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） それでは、教育委員会の方は、ひとつよろしくお願いします。

では、次の問題にいきます。病院問題の早期の検討凍結解除ということで、市長にお伺いしたいと思います。昨年12月に病院の問題の検討を凍結してから間もなく半年になろうとしています。この間、議会でも医師会との勉強会や会派での研修なども行ってきたところでもあります。凍結とは言いながら、全くそれがストップしているということでないことも認識はしていますけども、このままでは野洲市から病院が消えてしまう恐れもあるので、検討再開の時期等について、市長はどのようにお考えになっているのか、お伺いした

いと思います。

まず最初に、去る5月31日に公開討論会を開催しまして、市民の方からいろんなご意見が出ていましたけれども、この討論会についての市長の感想を伺いたいと思います。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 病院問題に関しまして、先般行いました公開討論会の感想につきましてお答えをいたします。

たくさんの方が参加いただいたということで、感謝いたしております。それと、ご意見いただいた中で、積極的な反対はなかったと思っています。一部の方が懸念を表明しておられました。その懸念の内容も3つに分かれているというふうに取り扱しました。一つは市の財政問題、もう一つは病院そのものの経営問題、それと立地場所の問題です。ただ、いずれもこれまで出たご意見等でありまして、あまりこちらとしては積極的な論拠のあるご意見ではなかったというふうに取り扱しております。それと、あらかじめ議長に対しまして市議会からのご参加も要請いたしましたが、市議会としてご参加いただけなかったことは残念に感じました。

以上、お答えといたします。

○議長（三和郁子君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） ありがとうございます。また市議会の参加がなかったというこの話がありましたけど、あれはやはり、私は、議決したんですから、その間、反対の方もいろいろ意見を言われているので、特に改めて市民の前へ行ってやる必要はないかなと、このように解釈はしております。

今、市長のお話の中にもありましたように、確かに反対する、本当に反対やという方はおられなかったような、私も気がします。財政の問題やとか、駅前ということで懸念があったんではないかと、このように思っています。

これまでの議員での反対の理由だとか市民の方の反対の理由と言いますか、そういう懸念の中で、先ほどのような同じ答えになるかもしれませんが、そういったことを踏まえ、市長の現時点での方向性というのは何か見出されていますでしょうか、お伺いします。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ご承知いただいていますように、凍結していますのは、合意形成は議会制民主主義でまず一定の方向をお出しいただきたいということでやっています。ただ、採決の結果では、多数決では賛成でありますけれども、病院という、先ほど申し上げ

ました市民の方が懸念を持っておられる、特に市の財政と経営の問題ということですので、もう一段のご理解をいただいた上でということで、今、凍結をしているわけでした、速やかに議会で、もう一段の積極的なご意見が賜れるような状況を期待したいと。その一環として、今回、討論会をさせていただきましたし、今後も、市は提案をしておりますから、その提案の情報をもう少し深めると共に、市民議論を経た議会での議論を展開していただきたいというふうに考えております。

○議長（三和郁子君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） 次ですけれども、総務省の自治財政局長から、平成19年12月24日付で「公立病院改革ガイドプランについて」というのが各都道府県知事、それから指定都市の市長他あてに通知されています。これは、平成20年度内に公立病院の改革プランを策定せよというものでして、まずは経営効率化を3年程度を標準としてつくりなさいというような内容になっていました。これに沿ってプランを策定しました全国の公立病院のうち、21年度は、全国で910の効率病院があった中で、377病院、41.4%、これが黒字になっていると。同じく22年度は53.6%、23年度は、同じく53.3%でした。そして、また21年度赤字であった病院が23年度に黒字へ転じたのが175病院あったということです。滋賀県におきましては、平成21年度が14病院中4病院、28.6%、22年度については64.2%、ですから14病院中9病院、23年度も同じく14病院中9病院でした。また、21年度の赤字から23年度黒字になったのは5病院あると、こういうふうにされています。実際、公立病院は赤や赤やという話がありましたけれども、データ上ではこういうことが出ております。

この公立病院改革ガイドプランに沿って、または実際に赤字から黒字になったという公立病院のプランを参考にしながら、私は検討を再開すべきと思いますけれども、市長はこれをどのようにお考えでしょうか。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 検討再開のご質問ですけど、ガイドラインは全て専門家は踏まえた上ですし、これは、今、ご意見がありましたように、市民病院を持っている場合のことでありまして、これによって新たな市民病院がどうのこうのというものではないと思っています。今、示しています案というのは、厳しい財政の中ではありますけれども、一定の可能性があるということで議論しておりますので、今さらガイドラインの云々というレベルはもう超えているのではないかなというふうに考えております。

○議長（三和郁子君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） 最後に今さらとかいう言葉が入りましたが、私は、今さらやからやるのではないかなと。やはり赤から黒になったところの取り組みの内容というのは、やっぱり参考にして今後こういうところをやっていくというのは、私はやるべきではないかと思えますけども、ちょっと期待はずれなような気がします。

それでは、ちょっと次にいきます。先に実施した市民のアンケートというのがありますけども、これは福祉の関連でアンケートをとったということですが、公表されているものというのは、以外にまず病院の関連のものがあったかなかったかちょっとわからないんですけど、この公表された中で見ますと、公開討論会の中でも話は出ていましたけども、46.4%の回収率で、この中での病院の整備に賛成が75%は信憑性に問題があるというふうに発言がありましたけども、この辺のことについて、市長はどのようにお思いでしょうか、ちょっとお伺いします。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今回の調査は、地域福祉計画の調査であります。一定間隔でやっています。今回、まず調査票の決裁が回ってきました。見たら、昔と一緒に。職員幹部に来ていただいて何を調査するんだと。野洲の現状を踏まえて、目的意識を持ってもう1回設計し直してほしいということで、数カ月おくらせました。これで出しますというので、印刷直前までできていたのを私はとめました。私も入って、そうしてから、既にコンサルタントは決まっていたので、コンサルタントの専門家も入ってもらって、個々の調査案件を検討いたしました。ただ、従来との整合性、データの比較もありますので、一定の限界はありましたけども、社会福祉に関連する項目もすべて、職員と一緒に議論して見直しました。私は、大きなところは言っていて、細かいところについては担当部長、担当課長に任せておきました。職員からは、病院問題が入っていなかったのも、まず野洲病院の課題の中での市民病院の課題と。これも、大筋を一定、今回、中にゆだねました。ただ、項目の中には、従来から入っていた病院の項目は入っております。それは継続的な調査ということですので、これについては、専門家に解析、分析をゆだねようと思っています。

それと、いわゆるサンプル数ですけども、これも1,000でいいということだったので、本当に1,000でいいのかどうか。回収率を想定して、これで法定計画の基礎データにできるのかどうかというのも、これは専門家に念を押しました。それでいけると、回収率も想定した上で、いけるということですので、実施したものでありますので、単に駅

前でビラを配って回収したとか、あるいは集会の際にお配りしたアンケートを出口で回収したというものとは扱いが違うというふうに私は考えております。

○議長（三和郁子君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） そうですね。確かにいわゆる統計上から言いますと、母集団というのは、これは18歳以上ですから4万何ぼかになると思うんですけど、その中で、サンプルとして1,000程度選んで回答を求めたと。その辺は問題ないとは、私もそれは思います。ですけれども、市長の言われる市民や市議の大多数の賛成が不可欠という、いつもよく言われておりますけど、この辺からすると、この賛成75%というのは、この辺に入るのかどうかというのがちょっと私は疑問なんですけど、この賛成75%というのは、市長としてはまだこれに入っていないと、大多数の賛成が必要だということには入っていないというんでしょうか、入っているとお考えなのでしょうか。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） まず、質問者がどう考えておられるかお聞きしたいところですけども、なかなか反問権は許してもらえませんがお答えいたしますけれども、私は、かなり高い数字だと思っています。想定していたよりもかなり高いと。これだけ市の広報とかあるいは公開の議論をした上でこういうお答えになっているということは、高いと思っています。全くこれは不作為抽出ですけども、アンケートにご協力いただいた方からも、結果として私はこれこれで賛成したとか、あるいは、もう少し情報がなかったのも、実際は賛成なんだけども賛成でない方に入れといたとかいう、個々にお答えを聞いています。そういうことからしても、私としては、この結果は高い数字だというふうに判断をしております。

○議長（三和郁子君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） なかなか市長も慎重で、高い数字やという判断やと、こういうことですけども、私も、これは先ほど、冒頭にも言いましたように、特別委員会では賛成多数で決まっているんですから、私は進めてほしいと。だから、私は今回進めてほしいので、早く凍結解除してほしいと、こういう意味で質問しているんですけども、ここでその高い数字ということで1つ気になるのは、例の住民投票条例でいけば、投票総数の2分の1に満たない時は成立しないものとする、こうなっていますよね。さらに、この場合は開票作業もしないということになっているのと見てみますと、46%では過半数に、2分の1に達していないという判断を私はできると思うんです。そういう意味でいけば、この際、

住民投票をやって賛否を聞いてはどうかと私は思いますけども、市長はいかがでしょうか。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 病院の問題は、常々申し上げますように、財政とか大きな課題がたくさんあります。ここをきちっと皆さん方にご理解いただかないとだめでして、そういう意味では、やはり代表制民主主義の中で議論いただいて、まずは判断をいただくのが重要で、先般もあるまちで住民投票を数千万円かけてやっていたけども、投票率が50%を切っているという状況です。あるいは住民投票じゃございませんけども、それぞれの選挙も投票率がすごく落ちています。安易に住民投票でものごとができるというものではなくて、やはり病院問題というのは、データとか、あるいは詳細な課題をきちっと踏まえた上で、議会での熟議をしていただいて判断いただいた上で、それを市民が、追認と言いますか、代表にゆだねた判断をご了承いただくという仕組みの方が、むしろ健全であると思っておりますので、手続の問題、そして中身の問題、当然、恐らく数千万かかりますから、それまでかけてやる問題かどうかという3つの観点から私はこれまでのやり方の方が効果的、効率的、そして精度も高いというふうに考えております。

○議長（三和郁子君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） 確かに住民投票というのは、非常にそういうリスクと言いますか不安要素はあります。そういうことでいけば、じゃ特別委員会での議決、採決、それから市民へのアンケート、そして公開討論会も先日行いました。じゃこれらのことから、市長は、どういう状態になれば凍結を解除するのかをお伺いします。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ですから、議会の賛成がもう少し大きければと思っております。12対7でしたけども、私が凍結したのは、最低3分の2を超えるということでしたけども、実際は、賛成に回られた方でも心配だとか反対だとか、個々にお出合いして聞いています。

そういったことがありまして、へたをすると五分五分かなという感触も実際は持っています。反対だとおっしゃった中にも、賛成かと言われたら賛成ではないけど、反対の採決をとってもらったら反対には手を挙げなかったとおっしゃっています。9回の特別委員会を開いていただいてこの状態というのは、私は、先ほどの人事案件と一緒に、もう一たんためて、慎重にやらせていただいた方がいいと思っております。

病院の問題は、市民の方は基本的に賛成です。ただ、何を心配しておられるかと言うと、

財政の問題です。財政は、これはもう過去のつけです。学校の耐震化も進んでいない、ごみ処理場も課題をほったらかし、まだこども園は保育園を3つつくらんとだめなわけですよ。そういう状況の中で、スクラップ・アンド・ビルドでしようと思っているのに、跡地をまだ残せとかおっしゃっているこの危機認識が、私はないと思っています。まず子どもたちが安全なところへと、それからすると、病院に手を出していかどうかというのは私も心配です。ですけれども、病院がなくなったら大変だと思っているので、責任を持って提案をさせていただきました。

議論が深まっていないと思っていますから、数の問題よりは、もう少し議論を深めていただいた上で判断いただきたいと思っていますが、野洲病院の問題もかなり深刻です。表面的な経営改善は進んでいます。また報告いただこうと思っていますけれども、耐震対策ができていないとか、あるいは機器が更新できていないとか、職員の士気の問題とかがありますので、悠長にはしておられませんので、できるだけ速やかに判断をしていきたいと思っていますけれども、いつかと言われると、今申し上げた状況が整った段階ですので、ぜひいっしょにご議論いただきたいというふうに思っております。

以上、ご答弁といたします。

○議長（三和郁子君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） ありがとうございます。ちょっといろいろ私も聞きますと、今の野洲病院、市長が今おっしゃっていましたように、かなり士気の問題もあるような気がいたします。

ちょっと話は変わりますけれども、関西電力が、例の黒四の発電所を建設するときに、当時の太田垣社長が、経営者は10割の自信を持って取りかかる事業、そんなものは仕事のうちに入らんと。7割成功の見通しがあったら勇断をもって実行すると。それでなければ、本当の事業はやれるものではないと、こういうふうな有名なせりふを残しています。当時、関西電力は、資本金は135億で、黒四の計画は370億でした。ご存知のとおり、破綻帯とかいろいろあって、実際には513億かかって工事を成し遂げております。

今の市長のお言葉を聞きますと、かなり前向きな言葉であると私は受けとめておりますし、特別委員会でのあれはあくまでも素案であって、これから本当の検討の土俵に載るかという前段のことですので、ぜひとも市長にはこの凍結を早く解除していただいて、前向きに、前向きと言ったら言葉は失礼ですけれども、検討を進めていただきたいなどこのように思っていますけれども、市長、最後に、こういった、今、凍結ですけれども、市長は内々

的には進めているというお話ですので、その凍結の解除をいつして、検討のスケジュールはどうするのかというのを今お持ちでしたらお伺いしたいと思います。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 先ほど申しましたように、もう少し議論が要ると思っておりますが、今議会開会中に、多分、特別委員会をお開きいただけたらと思っております。そこでの議論は、アンケートの一定の成果をお示しして、かつ先般の市民討論会の結果と分析をご提案させていただきたいと思っております。

その後、市民の方からももう少し賛成反対の議論をしてほしいというご要望がありました。先般のだけでは少し議論が足りないということでしたので、できれば7月中には、もう1回、再度、一段突っ込んだ市民討論会をさせていただきたいと思っております。

具体的には、駅前反対とおっしゃった方の大半が、駅前を療養中、病気を治しておられる方がパジャマで歩くのが困るとか、あるいは救急車のサイレンが小学校に響くと、これは何人かがおっしゃっていました。救急車のサイレンが響くんやったら、今の野洲病院の方が大問題ですし、パジャマで歩くと言われたら、想定されていたようにマンションができれば、今はみんなマンションは線路側に向かっていますけども、マンション群になったら、当然、ふだん着姿で歩かれる方がたくさん駅前におられます。私の印象としては、根本的な反対論拠じゃないです。財政に関しましては、私は過去のつけと今抱えている裏借金から見ると厳しい。厳しいけども打って出ようということですので、絶対大丈夫かと言われたら、常々申していますように、先ほどの関電の社長の言じゃないですけども、100%黒字にしますとか、100%計画どおりに起債を返還、起債は返還せんとだめですけども、いろんな課題はございますと、これは正直に申し上げます。ですから、そこをもう1回示した上で、できるだけ速やかな判断をさせていただきたい。あえて申し上げれば、9月議会に予算を出させていただくか、出させていただけないかというところでご判断をさせていただきたいというふうに思っております。

以上、ご答弁といたします。

○議長（三和郁子君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） ありがとうございます。

私も先日の公開討論会を聞いていますと、いろんな意見の中で、私は、病院の問題は早く進めてほしいと思ってるんですけど、ああいうことをたくさん聞きますと、何か心がゆらゆらとしそうなので、できるだけ早く検討を再開していただきたいと、こういうふう

に。一応、今の、9月には予算化したいようなことですので、ぜひそういった方向でお願いしたいと思います。

長くなりましたけど、以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（三和郁子君） 暫時休憩いたします。再開を午後1時20分といたします。

（午後12時26分 休憩）

（午後 1時20分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第3号、第1番、矢野隆行議員。

○1番（矢野隆行君） 第1番、矢野隆行でございます。6月の定例会におきまして、大きく3点にわたって質問させていただきます。

まずはじめに、防災減災のニューディール施策についてお伺いさせていただきます。国におきましては、平成24年度補正予算、平成25年度本予算が決まりまして、本格的な始動が今、始まったところであります。そういった中で、国民の皆様が心配しておられます首都直下地震や東海、東南海、南海の3連続地震の発生が懸念されている今、地域の防災力をどう高めるかが大きな課題でございます。防災力の強化には、自助、共助、公助の取り組みが重要であります。

ところで、そのうち、公序の基盤になっているのが橋や道路、河川施設などの社会資本の多くは、今後急速に老朽化を迎えます。一般的にコンクリートの耐用年数は50年から60年とされておりますが、高度経済成長期に整備された我が国の公共施設等の防災力の低下が今、指摘されております。まさに災害から命を守るためのコンクリート劣化の危機が迫っていることが心配されているところでございます。

国土交通省では、社会資本整備総合交付金を補正予算に盛り込んでおります。また災害時の情報源として、公共情報コモンズの利用団体数も拡大しているところであります。この公共情報コモンズは、安心安全に関連する各種情報といった自治体などが発信する公共情報を集約し、放送事業者などのメディアに配信するための情報基盤であります。サービスを提供する財団法人のマルチメディア振興センターは、サービス利用者一覧とその状況を今、公表しているところであります。それによりますと、平成24年度6月1日現在では、4件が運用中で、8件が準備中あるいはまた試験中であります。本市におきましても、今後災害に備えて、市内のインフラ整備、情報源の整備が市民の安心安全を確保する上で欠かせない施策の1つと考えております。

そこで、次の点を伺っていきます。1番目に、公共施設の災害に対する対策について伺います。その中で、国道、県道、市道、高架、橋りょう等の点検整備、計画、主要道路沿いの建物耐震診断、点検等改修工事計画について伺います。

○議長（三和郁子君） 都市建設部長。

○都市建設部長（山本利夫君） 矢野議員のただいまの国道、県道、市道等の耐震の関係につきましてご答弁させていただきます。

国道、県道、市道の高架、橋りょう等の点検整備についてでございますが、国道につきましては、滋賀国道事務所におきまして、野洲川大橋の耐震補強工事につきましては平成24年度で完了し、整備を終えていただいております。また今年度は、□町地先の橋りょうの補修をしていただく予定であると聞いております。

県道につきましては、滋賀県の橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、本年度には、県道近江八幡大津線、湖周道路でございますが、これの家棟川大橋、また県道大津能登川長浜線、小南地先の新家棟川橋でございますが、これの調査設計及び改修を予定しておられます。

市道につきましては、高架橋はございませんが、橋りょうは市道橋で338ございまして、そのうち緊急輸送路及び一級河川にかかる40橋について、平成23年度に野洲市橋りょう長寿命化修繕計画を策定いたしております。今年度は、南桜永原1号橋などの3橋につきまして、社会資本整備交付金を活用して詳細な点検及び修繕の工事を実施を予定しております。残りの橋りょうにつきましても、計画に基づきまして、国庫補助を活用しながら、年次的に詳細点検及び修繕工事を実施してまいりたいと考えております。

また、主要道路沿いの建物の耐震診断あるいは点検等改修工事計画についてでございますが、今国会におきまして耐震改修促進法が改正され、現在、避難路沿道建築物の基準が検討されております。こういった検討の内容を受けまして、今後、滋賀県と協議しながら対応を検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 矢野議員。

○1番（矢野隆行君） これは、ちょうど平成24年6月に、1年前ですけれども、1度質問させていただきまして、市道におきましては、338のうち40橋がこれから改修、事前に修繕していかなかあかんというのをお聞きしていたんですけど、今回何か3橋だけを長寿命化、修繕の計画に載っているということは、あとの、だから37、こういった計

画は、具体的にまだ。そういうなのがちょっと気になるんで、その辺をちょっと教えていただきたいんですけど。

○議長（三和郁子君） 都市建設部長。

○都市建設部長（山本利夫君） 残りの橋りょうにつきましては、年次的に、先ほど申しましたように、点検、修繕を行う予定をしておりますが、現在の計画では、10年の計画、25年から34年の計画を持っておりまして、この計画の中では、27橋が修繕が必要であろうと。13橋につきましては、点検を5年単位で現在のところ行っていくという計画になっております。

○議長（三和郁子君） 矢野議員。

○1番（矢野隆行君） わかりました。

それでは、次に、公共施設耐震化、特に水道管、下水管、こういった点の耐震化の点検と改修計画についてお伺いさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 水道管の耐震化につきましては、平成9年度より老朽化の進んだ地域から耐震性のある継ぎ手及び管種に更新をしております。現在のところ、総延長約260キロのうち13.3キロメートルが更新済みでございます。今後も企業会計の経営状況をかながみながら、順次更新する予定であります。

また、下水道管につきましては、整備着手から40年近く経過しており、老朽化している管渠がございます。そのため、老朽度の高い地域から管路調査を実施いたしまして、補強工事を行っており、現在、総延長238キロのうち約8.5キロが整備済みとなっております。抜本的な耐震化につきましては、現在策定中の長寿命化計画に基づきまして、国庫補助金を活用しながら耐震化施設への更新を計画してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（三和郁子君） 矢野議員。

○1番（矢野隆行君） この上下水道に関しても、ちょうど1年前、確認させていただきました、そのときも、この長寿命化計画を作成するという回答だったんですよね。もう1年たっていて、その進捗状況はどうなっているんですか。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） ただいま1番問題となっておりますマンホール及びマン

ホールポンプについて長寿命化計画を策定しておりますので、順次その部分から着手してまいりたいというふうに思っております。

○議長（三和郁子君） 矢野議員。

○1番（矢野隆行君） ちょっと回答が、例えば25年度にどこまでやるとか、具体的な計画がお聞きしたかったんですけど、そこまで実際できていなかったらいいんですけども。

じゃ次にいきます。2番目に、自主防災組織でありますけど、こういった充実が必要でありますけれども、現在の組織づくり、現状の実態と、日ごろ訓練されていると思うんですけど、そういった状況についてお伺いさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 市民部長。

○市民部長（佐敷政紀君） 矢野議員のご質問にお答えいたします。

自主防災組織の充実につきましては、現在、自主防災組織は、90自治会中83自治会が結成されております。また、自衛消防隊といたしまして6自治会が結成されております。主な活動といたしましては、訓練、研修、器具の点検、夜警などの充実に取り組んでいただいております。また、日ごろの訓練といたしましては、自治会によって実施回数に差異はございますが、主といたしまして、避難訓練、消火訓練、DIG、これは机上による避難訓練でございますが、が行われております。

以上、答弁といたします。

○議長（三和郁子君） 矢野議員。

○1番（矢野隆行君） 今度、新しく防災センターもできるわけですが、そういった中で訓練が行う計画もあると思うので、そういった点も、ちょっともしよかったらお聞きさせていただきたいんですけど。

○議長（三和郁子君） 市民部長。

○市民部長（佐敷政紀君） 再質問にお答えします。

これは、4月に自治会長会が行われまして、総合防災センターのご利用につきまして、研修等が利用できるという形でPRさせていただいております。

○議長（三和郁子君） 矢野議員。

○1番（矢野隆行君） では、次に、3点目ですが、今、現状、防災無線があるわけですが、いろんな市民からの声もあると思うんですけども、そんな中で、現在の点検状況、そういった中で、使用状況と、中に市民からいろんな情報が来ていると思うん

ですけれども、そういった点をちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 市民部長。

○市民部長（佐敷政紀君） 防災無線の現状につきましては、点検といたしましては、防災行政無線機器の保守点検を年2回実施しております。また、日常点検につきましては、毎日、防災行政無線設備の親局と屋外拡声子局との受信状況をアンサーバック、これは自動設定による親局と子局との信号の送受信でございますが、それにより確認点検しております、安定稼働に万全を期しております。使用状況につきましては、火災等の緊急事態時に消防団招集のため2回吹鳴し、昨年、野洲市総合防災訓練時に1回、また昨年10月に行われまして国民保護訓練時に1回、自治会の自主防災組織訓練時に5回を実施しております。24年度につきましては、合計で9回の使用状況でございました。

なお、動作確認といたしましては、毎月17日に夕焼けこやけのメロディーを放送し、確認しております。市民からの情報等につきましては、何のサイレンか聞こえなかったなどの一部の市民からの問い合わせ等がありましたが、室内に在住されていることや地理的条件等によりまして、すべての市民に伝達できない場合がございますので、緊急時には広報車による情報伝達等を行っていきたくと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（三和郁子君） 矢野議員。

○1番（矢野隆行君） これからも、大事な防災無線でありますので、フルに活用、あまり活用したらいけないわけですが、そういった声がなくなるように努めていただきたいと思います。

次に、そういった中で、室内において聞こえないとか、そういうのをフォローできるのが今、4番目の質問でありますけれども、滋賀県が取り組んでおります公共情報コモンズとの、野洲市との関連、そういったのが今、進んでいると思うんですけど、その辺をちょっとお聞かせ願えないですかね。

○議長（三和郁子君） 市民部長。

○市民部長（佐敷政紀君） 公共情報コモンズにつきましては、県の防災情報システムと一般財団法人でありますマルチメディア振興センターが運営している公共情報コモンズがシステム連動しております、そのシステムに市が避難勧告、避難所開設などの情報を入力すると、この情報をテレビのデータ放送で市民に情報提供できるシステムでございますが、市の危機管理情報として取り扱うためには、あくまでも補完的な情報ツールでございます。

まして、使用することとなれば、要綱等の整備や市民への啓発などが必要でございます。当面といたしましては、市としましては、防災行政無線や広報などで、直接的かつ効果的な情報伝達により市民への情報提供を行っていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（三和郁子君） 矢野議員。

○1番（矢野隆行君） 今の回答では、公共情報コモンズ、滋賀県がもう取り組んでいるわけですが、まだ接点がないということ、説明を聞いてこれから前向きに取り組むということなんですか。その辺をちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（三和郁子君） 市民部長。

○市民部長（佐敷政紀君） 一応、テスト診断は終わりました、6月から運用は開始できますが、まず要綱等の整理をさせていただいてから本格的な運用を考えております。

○議長（三和郁子君） 矢野議員。

○1番（矢野隆行君） 次に、大きな2点目に移らせていただきます。さらなる低炭素社会に向けて、リース方式による公共施設へのLED照明の導入について伺わせていただきます。

東京電力福島第1原子力発電所の事故を受けまして、エネルギー施策の大きな転換が今、課題となっております。それはまた、電力分野だけの問題ではなく、社会全体で考えなければならないテーマと今、なっているところであります。電力多消費の我が国におきまして、逼迫する電力事情を背景に、省エネ対策として公共施設へのLED照明の導入は積極的に検討すべき課題と、今、言えると思います。また、このLED照明の導入は、電気料金値上げによる財政負担の軽減を図ることにもつながっていきます。しかし、このLED照明の切り替えとなると、照明器具が高価なため、予算確保に時間がかかることが予想されます。また、導入できても、初期費用は重い負担とならざるを得ませんので、逼迫する電力事情と省エネ対策を推進するために、こうした事態を打開したいところであります。

その1つの手法として、民間資金を活用しましたリース方式によって公共施設へのLED照明導入を進める動きが今、始まっております。リース方式を活用することによって、新たな予算措置をすることなく、電気料金の節減相当分でリース料金を賄うことを可能とするものであります。

例えば大阪府では、幹線道路の照明灯をすべてリース方式によるLED化を進めておりまして、府、市協調して取り組むことになっております。大阪府以外にも、東日本大震災

をきっかけとした電力事情などから、多くの自治体が昨年から今年にかけて実施し始めております。リース方式にすれば、初期費用が抑制され、自治体の財政負担が軽減されます。さらに導入後の電力消費量も抑えられ、節電とコストダウンを同時に実現できることが期待されるところであります。

つきましては、電力供給への懸念が強まる中、地域の実情に応じまして、自治体の施設で節電対策として取り組むなどが、これからの自治体に望まれるところであります。実例を挙げますと、茨城県取手市におきましては、一昨年の2011年11月に蛍光灯を使用している市内の防犯灯9,700本をリース計画により発光ダイオードLED照明に変えると発表しまして、本年4月から5月にかけて切り替えを推進しております。

また、平成24年度の新規事業としまして、これは茂原市におきまして、20ワット蛍光灯の防犯灯7,450灯すべてをLED防犯灯に切り替えております。実施時期は、7月末から8月末で、すべて今、終了しております。これは、平成21年6月議会で一般質問の低炭素社会へ向けての茂原市も積極的に推進を図っていただきたいとの提案の一環として計画されたものであります。事業の方式は、10年間のリース方式といたしまして、設置後はリース業者から茂原市が賃借するもので、10年間のリース料は、税込みで合計で1億3,235万6,000円で、1灯当たり1万7,766円であります。このメリットは、電気料金は1灯当たり月100円程度削減できること、故障しにくいこと、また長寿命化であることなどであります。年間2,000件ほどあった修繕依頼にかかる労力を削減できることなど、限られた資源の有効活用ができます。

ちなみに、この茂原市では、平成23年度防犯灯の電気料金は2,194万円でありまして、球切れなどの年間修繕依頼が約2,000件あり、修繕料は1,188万円ありますが、リースにすると、当然これより安くなります。また、職員の業者への修繕依頼など、年間100時間ほど作業時間がかかっていますが、これも端的に少なくなります。このような結果が、今現状では出ております。

そこで、次の点を伺わせていただきます。1点目といたしまして、低炭素社会に向けての本市の取り組みとしての目標について伺わせていただきます。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 矢野議員の、さらなる低炭素社会に向けてについての野洲市としての取り組みについて答弁をさせていただきます。

野洲市といたしましても、低炭素社会の構築に向けた取り組みは大変重要なことと認識

しており、メガソーラーの誘致、民間事業者のメガソーラー事業への支援、公用車に電気自動車及びハイブリッド自動車の導入、また庁舎に向けてグリーンカーテンの取り組み及びこうした啓発等を進めております。ご進言いただいておりますLED照明に関しましては、公共施設の新規整備時に設置コスト及びランニングコストの見合うところに導入しており、今後もコスト面を見ながら導入を図ってまいりたいと考えます。

以上、答弁といたします。

○議長（三和郁子君） 矢野議員。

○1番（矢野隆行君） この低炭素社会に向けての質問は、平成22年度の9月の定例会でさせていただきまして、市長自ら答えていただきまして、いろんなエコハウス等々を促進していくということでありまして、その中で、地球温暖化を抑制するためには、このような国の広域レベルでの対策と合わせて、市民一人ひとりが、従来、大量生産、大量消費生活様式から資源エネルギー効率の高い生活様式に転換することが必要であるということでも22年度に言っておるわけですけれども、そういった取り組みが、具体的にどういったことをされてきたのか、その辺をちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 先ほども申し上げましたけども、特に太陽光発電の補助もやっておりますし、今、先ほど言いましたメガソーラーの誘致、また事業へのそうした支援、公用車に今現在、電気自動車1台を導入し、また100ボルトの自動車をご寄附願いました。またハイブリッド車の自動車も導入をしております。これからですけど、今、グリーンカーテンについても、また再びこの夏、乗り切ってやっていこうというふうなことも計画しております。

以上です。

○議長（三和郁子君） 矢野議員。

○1番（矢野隆行君） いろんな対策を、市民にわかる形でどしどしやっていただきたいと思っております。

2つ目に、市内の防犯灯、こういった街路灯につきまして、現状、具体的に灯数はどれぐらいあるのか、修繕代はどれぐらい要っているのか、また電気代がどれぐらいかかっているのか、こういった点をちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 市民部長。

○市民部長（佐敷政紀君） 2点目のご質問にお答えいたします。

市が管理しております市内の防犯灯の数でございますが、約1,000基でございます。24年度の電気代は約257万円でございます。修理状況といたしましては、不点灯修理、自動点滅器取り替え、照明器具取り替え等、約250基でございます。修繕料は148万円となっております。

以上、答弁いたします。

○議長（三和郁子君） 矢野議員。

○1番（矢野隆行君） なぜこう聞かせていただきましたかというのは、実際、まだ実例があるわけございまして、さっき取手の実例が街灯を変えたということでさせていただきましたけれども、例えば神奈川県では、庁舎全施設の蛍光灯、170施設の照明7万本、年間8,000万円要った料金を削減できた等々、さらには、これは箱根町ですけれども、ここでも庁舎の電気をほとんどLEDに変えて2,000万円の費用が一応リース方式で削減できた等々ありますけれども、この今1,000基ですか、それと電気代が148万、修理代が100万、これを試算しましてリース方式にした場合の試算とか、そういうのはされたことはあるんですかね。そういったところまで、今、考えるべきだと思うんですけど、そういった点はどう考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（三和郁子君） 街灯なのか庁舎なのか。

○1番（矢野隆行君） 街灯を先に、街灯をお願いします。

○議長（三和郁子君） 市民部長。

○市民部長（佐敷政紀君） 矢野議員の再質問にお答えさせていただきます。

市内の防犯灯約1,000基のリースと、買うというんですか、で設置した場合の比較はさせていただいております。リースの方が割高という形で、今のところは費用対効果はあられないということを調査しております。

以上、答弁いたします。

○議長（三和郁子君） 矢野議員。

○1番（矢野隆行君） 先ほど実例を挙げましたけど、3つ目に、次に挙げておりますけれども、公共施設、こういった蛍光灯を、恐らく全部、掌握をまだされていないと思っておりますけれども、現状、電気代、各施設の蛍光灯の数、庁舎に関しての電気料金、年間修理代等々、わかる範囲でいいですから、教えて下さい。

○議長（三和郁子君） 総務部長。

○総務部長（新庄敏雅君） 公共施設の蛍光灯等の明細ですが、本市の公共施設には、建

物だけでも実は140灯を超すものがありますので、少し庁舎を例に申し上げますと、蛍光灯のおおむねの数は、庁舎の敷地内、5棟ですが、約1,200本ございます。電気料金につきましては、蛍光灯球から試算したところ年間190万円となります。また、修理代につきましては、西別館の基盤等の改修で約5万円を使っておりまして、点検時間につきましては、法定の自家用工作物、これの月次点検をやっている、40時間程度費やしているということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 矢野議員。

○1番（矢野隆行君） 全体を出すということも、これから低炭素社会を迎えての中でおきまして、1度精査していただきたいと思います。

次に、街路灯におきましては、各自治会が率先して今、取り替え時期にも、また新設の時期にはLEDにやっているわけでありまして、各自治体の現状をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（三和郁子君） 市民部長。

○市民部長（佐敷政紀君） 各自治会内の防犯灯の管理につきましては、各自治会にお願いしておるところでございますが、電気代の3分の1を自治会に補助しております。平成24年度末で防犯灯の設置数は約4,200基、電気代につきましては385万円でございます。防犯灯維持管理交付金として支出しております。

以上、答弁といたします。

○議長（三和郁子君） 矢野議員。

○1番（矢野隆行君） こういったところから、市全体といたしまして、4,200基等々を低炭素社会に向けての次の取り組みが今、望まれておるのではないかと思いますので、自治会の方が先に優先してLEDに変えておりますので、こういった点も見直していただきたいと思うわけでございます。もうお答えは要らないと思います。

次に、大きな3点目にいかせていただきます。耕作放棄地の再生につきまして、耕作放棄地緊急対策の推進について伺わせていただきます。

近年、耕作放棄地、これは1年以上作付けされず、今後、耕作される見込みがないということ位置づけているようでありまして、増加が深刻化している状況でございます。農水省では農業主体者への支援を拡充させ、耕作放棄地の早期解消を図るために、平成21年度から5年計画で耕作放棄地再生利用緊急対策事業を展開しております。明年3月で本事

業は実施期間を終了してしまうことから、耕作放棄地再生利用対策の積極的な利活用を図ることが大事になってきておるわけであります。

耕作放棄地は病虫害の発生源、またイノシシなど有害鳥獣のすみか、廃棄物の不法投棄の誘発など、農業生産への支障を来すだけでなく、農村景観にさまざまな悪影響を及ぼしているところであります。地域住民の生活環境を守り、農業生産の基盤であります農地を確保するためには、荒廃した農地の再生利用を加速させることが重要であると思ひます。

平成22年の時点で、日本全国の耕作放棄地は39.6万ヘクタールでありまして、その後、昭和60年まではおよそ13万ヘクタールと横ばいでありましたけれども、この平成2年以降から増加傾向に転じまして、この20年間では約3倍まで今広がっている状況であります。

この耕作放棄地の最も大きな発生要因といたしましては、農業者の高齢化の進行と後継者の不在、耕作物価格の低迷などで営業が続けられなくなっていることであります。農水省によりますと、今後5年間で、現在250万人いる農家のうち70万人以上が引退する見込みとなっております。高齢農家の農地を、いかに意欲ある若い農家や農業生産法人に引き継いでいくかが最大の今、課題になっていると思ひます。

農水省におきましては、農業主体者への支援を拡充させ、耕作放棄地の早期解消を図るために、平成21年度から5年間で耕作放棄地再生利用緊急対策事業を開始しております。この事業は、引き受け手が担う耕作放棄地の再生や土づくり、再生農地を利用する就農者への研修、作付け、加工、販売の施工、必要な施設の整備、権利関係の調査、整備等に交付金を支給する制度であります。今日までに多くの地域が交付金を活用して農地を再生しているところであります。

農水省の平成25年度予算には、重点項目といたしまして、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金約45億円が盛り込まれておりますが、対策事業の最終年度となっております、明年3月で本事業実施期間が終了してまいります。

そこで、本市では、既に野田の地先で畑を50筆、細切れになっていたものを一面の畑に集約され、効率のよい耕作ができるようにされております。誠にこの事業をするには大変な苦勞があったとお聞きしております。本市におきましても、これからも課題として耕作放棄地の取り扱いで困っているような自治体におきましては、この交付金活用を積極的に促し、活用すべきと考えております。

そこで、次の点を伺わせていただきます。

1つ目に、本市の耕作放棄地は、これは平成22年度の12月でありましたけれども、あの時点で12ヘクタールあるとのお答えをいただいております、現在はどのぐらいになっているのかお伺いさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 矢野議員の、耕作放棄地の再生につきましてのご質問にお答えいたします。

耕作放棄地の面積についてでございますが、市内の耕作放棄地の現状につきましては、平成24年度における農地面積が2,135ヘクタールございます。このうち耕作放棄地となる水田が3.5ヘクタールで、率にいたしますと0.02%となっております。また、畑地の面積につきましては、83ヘクタールのうち耕作放棄地となる畑地が10.8ヘクタール、率にすると13.0%、これは農用地の部分というふうなことでございます。22年度についても16ヘクタール、水田が7.6の畑地が8.4ということで、これも農用地の面積でございます。

耕作放棄地の発生原因といたしまして、主に食糧自給率の向上を図るため、戦後、国策として米中心に山間部の農地開発が行われてきたというふうなこうした中で、今日、議員もおっしゃっておられますように、農業者の高齢化の進行、後継者不足、米の消費の減少等が大きなものというふうに考えております。

放棄地の中で、畑地につきましては、点在しているなどの理由により解消が難しいというふうな課題もございますが、水田につきましては、集落営農など地域の取り組みもあって、大幅に減少している状況でございます。しかしながら、優良水田農地の放棄地につきましては、生産性や隣接地への影響もございますことから、市としては畑地以上に大きな問題としてとらえております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 矢野議員。

○1番（矢野隆行君） 今、お答えいただいた中で特に僕が心配しているのは、畑地でありまして、これが、今、数値でいくと10.3ヘクタールですか。そのとき、これは22年度データですと畑地で8.4ヘクタールということで、現状、この3年間でふえていつているわけですね。これをやっぱり食いとめる方策として、2番目の質問に入りますけれども、こういったデータがある以上は、何かやっぱり手を打っていかなきゃならないと思うわけでありまして、この耕作放棄地の、2番目の質問といたしまして、耕作放棄地再

生利用の緊急対策交付金、これをやっぱりしっかりと、現地を見ながら進めてほしいんですが、その考え方をちょっと教えてほしいと思います。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 耕作放棄地の再生利用緊急対策交付金の活用といたしまして、現在までの取り組みを申し上げますと、平成22年度に4筆0.52ヘクタール、そして23年度に5筆0.48ヘクタール、これはいずれも大篠原、水田でございまして、大篠原の鷲坪地区でこのような、この交付金を受けて解消を図ってきたというふうなことでございます。

今後この制度を活用し、解消に努めていきたいというふうに考えておりますので、市の農業再生協議会、農業委員会、組合長等を通じまして広く周知をしていきたいというふうに思います。今年度につきましても、先ほど議員がおっしゃっていただきました野田地区の畑地におきまして計画されておりますので、この再生利用緊急対策交付金を活用してまいりたいというふうに考えております。

○議長（三和郁子君） 矢野議員。

○1番（矢野隆行君） そういった中で、周知、話し合いはどのように進められておられたのか、その辺ちょっと、経過がわかれば教えていただきたい。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 話し合いというふうな形でございます。まず、水田につきましては、今、現在、野洲市の中で人・農地プランの策定が31集落、昨年まででできたということで、こうした中で話し合いをしながら解消に努めてきたというふうなことでございます。

先ほど申し上げておられます野田地区に関しましては、耕作者の方と話し合いをしていただき、円滑化事業や、先ほどの緊急対策交付金を活用しながら解消に向けた取り組みを進めてきたというふうなことでございます。

○議長（三和郁子君） 矢野議員。

○1番（矢野隆行君） 具体的にですけれども、地区再生の実施計画等をつくっていかなあかんわけですけれども、話し合いの中でやってこられると思うんですけども、そういった中で、なかなか周知というか、そういったのを知らないという現状があるのではないかと思います。その辺はどうされてきたのか、その辺をちょっと教えていただけたら。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 実質的にこの交付金を受けるのに、再生利用実施計画に取り組んでいただいているんですけども、先ほど言いました大篠原の水田では、22年、23年にこの利用計画を立てていただいて、この交付金を受け取っていただいたと。今年度に、この利用計画を野田地区において、畑地において0.3ヘクタール計画を立てていただいて、この交付金を受け取っていただくというふうな形で、今現在、話し合いを進めているところです。

○議長（三和郁子君） 矢野議員。

○1番（矢野隆行君） と言いますか、それをするには大変なご苦勞が要ると思うんですよね。そういった中で、現地調査をされているのか。例えば農地の植生状況とか斜面の状況はどうなのかとか、農地の法面の形状とか、特に僕は今回、お教えいただきたいのは、畑を利用されておられる方たちからお聞きしますと、畑の水質、そういったのが、今後維持していくのに、やっぱり水質が悪いんじゃないかというお話を聞いたりしておりまして、そういった現地をどのように調査されているのか、そういった点をちょっとお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 現地の調査におきましては、1度、耕作放棄地の調査を、平成22年にすべての調査、こんなきめ細かな調査まではしていませんけど、どこに耕作放棄地がどういうふうな状況になっているかということをやりました。その後、農業委員会と連携を図りながら、農業委員会が恒例の農地パトロールを行っておりますので、そうしたことで状況は把握しているというふうなことでございます。

ただ、先ほど矢野議員がおっしゃっていただいているこの傾斜の状況とか、非常にこうした、言っておられる山間部の農地についての再生というのは、非常に困難を極めますので、これは非常に難しい。今、現在ある農用地の部分の優良農地を守るというようなのが大事だというふうに思っております。

○議長（三和郁子君） 矢野議員。

○1番（矢野隆行君） いや、今回聞きたかったのは、特に今、農作物、畑をされている方にお聞きしますと、例えば金気の水しか出ないとか、そういったのを聞いていますので、そういった対策をやっぱり市として調査しているんだとか、今後そうした取り組みをしているとかいう話をちょっとお聞かせ願いたかったんですけども、まだその辺までしていないということなんですかね。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 多分、野田地区の部分については、畑地の周りの排水路からくみ上げておられるというふうなことになりますと、鉄分が多い金気の水となっておりますので、それは状況をわかっておりますけども、これを改善する手だてというのは、非常に難しいというふうに思う。ただ、野洲川の跡地、北流部分のあそこについては、あそこもポンプをくみ上げておりますのは、あそこもかなりの金気です。それは除鉄の、鉄分を除く装置もついておりますので、そうしたことで、あの畑地が整備されたというふうなことで、他のほ場整備にくっついている畑地についての除鉄、水質改善というのは非常に難しいというふうに思っております。

○議長（三和郁子君） 矢野議員。

○1番（矢野隆行君） その難しいことをやっぱりいろいろ研究していくのが、僕の提案だったんですね。そういう、これから農業をしていこうという、そういうやさきに、やっぱりそういう水しか出ないということのを難しいと市がおっしゃったらどうしていくんだということ、これからちょっとその辺、研究していただきたいと思うわけでありまして。

次に、こういった再生をするにあたりまして、これから先でありますけども、ここ10年間を見ますと、ほとんど高齢者になるわけでありまして、この再生作業につきましても、計画、例えば時期についてとか、そういった手順とか、こういった機会にそういった調達をしていくのか、農業委員会の方で、先ほど委員会で話していくとか、具体的にやっぱりそういった年次計画とかそういったものをしていただきたいので、その辺はどう考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 今年度の取り組みといたしまして、JAさんが順次、畑地の耕作放棄地については、それを耕作していただけるような手だての計画もつくっておられます。特に中主管農センターについては、耕作放棄地の畑があれば紹介して下さいというふうな営農計画書にもなっておりますので、そうしたことも含めて、畑地の耕作地の解消に向けていきたいというふうに思いますし、それぞれ、地区におきましてどういう状況かが違いますので、その地区の状況に応じながら、私どもも相談には乗っていきたいというふうに思っております。

○議長（三和郁子君） 矢野議員。

○1番（矢野隆行君） 今回、特に先ほどから出ております野田地先で、せんだってでも事

業をされようとしている方ともお会いしまして、これからの農業に対する意欲、ものすごい意欲があって、今までの苦労とかをお聞きした中で、50筆、地権者が50名ほどおられる中で、自治会と中に入れて協議して1つの畑にとりまとめたという歴史があるわけでありまして、そうした点をよい例として、細切れになった畑を再生していく上で、これをもう少し野洲市のアピールですか、こういう再生ができるんだということをもうちょっとアピールしていただきたいということで、7番目の質問といたしまして、この事業者、具体的に名前を挙げられなくてもいいですけど、そういった苦労話とか、これからどうしていかれるのかとか、展望、それをもし紹介できれば、ちょっとしていただきたいんですけど。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 野田地区におきまして、23年度に円滑化事業でまとめられたというふうなことでございます。そして、今年度23筆、50筆、これを円滑化事業と今回の緊急対策交付金を活用されて農地の集積や畑地の集積をされるというふうなことだとはお聞きしております。また、野洲営農センターの計画によりますと、野洲の北地区、集落営農で畑に取り組んでおられるというふうな実例も今年ありますし、それを営農センターの中でとりまとめていく中で、学校給食センターに野菜を卸していきたいというふうな計画も立てておられるということですので、そうしたことも期待していきたいというふうに考えております。

○議長（三和郁子君） 矢野議員。

○1番（矢野隆行君） 回答は要りませんが、特にこれから畑、田んぼよりも畑を僕は心配しているわけでありまして、こういったいい実例を、胸を張って野洲市から発信できるような施策をしながら、野洲市の農地を活性化できるような対策をしていただきたいと思います。

以上、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（三和郁子君） 次に、通告第4号、第3番、井狩辰也議員。

○3番（井狩辰也君） 第3番、井狩辰也です。私の方から地域防災計画及び自主防災、災害時要援護者について質問します。

まず最初に、地域防災計画なんですけれど、こちらの方は、平成25年1月21日第1回野洲市防災会議において野洲市地域防災計画の見直し行程が示されているが、現在の進捗状況はどのようなようであるか、お伺いします。

○議長（三和郁子君） 市民部長。

○市民部長（佐敷政紀君） 井狩議員のご質問にお答えいたします。

地域防災計画の見直し作業につきましては、平成24年度より着手しておりますが、国より随時各施策の方向性が示されております。特に、本年2月末には、原子力災害対策指針が改定されまして、緊急時モニタリングや安定ヨウ素剤の管理方法等につきまして一定の方針が示されたところでございます。

当市におきましても、これらの情報を反映するため、防災計画の見直し作業を進めておりまして、進捗率につきましては約60%の状況でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（三和郁子君） 井狩議員。

○3番（井狩辰也君） 進捗率60%ということなんですけれど、第1回防災会議の報告には、4月の時点で地域防災計画のまとめということで報告を受けておるんですけれど、現在、60%ということで、この遅れている原因というのはどのようにお考えでしょうか。

○議長（三和郁子君） 市民部長。

○市民部長（佐敷政紀君） 井狩議員の再質問にお答えいたします。

さきに答弁いたしましたように、防災計画の見直しにつきましては、国の原子力規制等による、本年2月末にその指針が示されたところでございます。その情報を反映するため、本年7月まで工期の変更を行いまして、繰越事業として対処しているものでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（三和郁子君） 井狩議員。

○3番（井狩辰也君） わかりました。

次に、南海トラフ巨大地震の被害想定が平成25年3月18日に発表されましたけれど、この報告なんですけれど、今回の野洲市地域防災計画の見直しに折り込まれるのかどうかお伺いします。

○議長（三和郁子君） 市民部長。

○市民部長（佐敷政紀君） 今回の被害想定も含めまして、可能な範囲で計画に反映したいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（三和郁子君） 井狩議員。

○3番（井狩辰也君） わかりました。

次、今回の見直しで、避難所や防災拠点の検討を行っているということなんですけれど、これは平成19年4月に野洲市防災マップが発行されております。この防災マップの見直しも必要と考えますけれど、今後の見直しの予定はいかがですか。

○議長（三和郁子君） 市民部長。

○市民部長（佐敷政紀君） 野洲市防災マップの見直し業務につきましては、現在取り組んでおります地域防災計画の見直しの中で防災マップの見直しの必要度を見極めまして判断したいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（三和郁子君） 井狩議員。

○3番（井狩辰也君） 必要度ということなんですけれど、防災拠点とかは見直しされるんですよね。見直しされるということだと思うんですけれど、明らかに防災マップに防災拠点とかが載っていると思うんですけれど、見直しは、見直しなのか修正なのかわからないんですけれど、必要だと思いますけれど、もう一度お伺いします。

○議長（三和郁子君） 市民部長。

○市民部長（佐敷政紀君） マップの修正につきましては、修正の箇所的大小もございまずので、それを地域防災計画、また地域防災会議の中で協議させていただきまして、その判断をさせていただきたいということでございます。

○議長（三和郁子君） 井狩議員。

○3番（井狩辰也君） わかりました。じゃ防災会議の中で、また修正等あれば見直ししていただけるということなんですけれど、見直しがあった時点でまた市民の方にお知らせいただければと思います。

次、自主防災組織なんですけれど、先ほど矢野議員が何点か質問されておられたので、私の方も自主防災組織の組織率ということで尋ねておったんですけれど、先ほどご答弁いただきましたので割愛させていただいて、次の自主防災リーダー研修会についてご質問します。

自主防災組織リーダー研修会は、年に何回開催されておられるのか、また自主防災組織リーダー研修会の研修内容、またその研修に来られている方は、毎年同じ人が研修会に参加されていることはないのか、お伺いいたします。

○議長（三和郁子君） 市民部長。

○市民部長（佐敷政紀君） 自主防災組織のリーダー研修につきましては、年3回開催し

ております。研修内容は、机上での災害を想定したD I G訓練や小型動力ポンプを使用した初期消火訓練など、並びに応急救護訓練を実施しております。

研修への参加者の状況につきましては、3回のうち1回は自治会長を対象としており、それ以外は地域の役員が対象でございます。重複して研修に参加される方もおられます。

24年度につきましては、延べ268人の参加がございました。

以上、答弁いたします。

○議長（三和郁子君） 井狩議員。

○3番（井狩辰也君） 次の質問に移るんですけど、同じ方が重複されている方もいらっしゃるということなんですけれど、これは、個人的にもったいないなと思います。たくさんの方が研修を受けられたら、それだけ知識のある方が地域の自主防災で活躍できると思いますので、そういった意味で次の質問なんですけれど、大津市では、民間資格であるNPO法人日本防災機構が認証する防災士の要請を、防災リーダー養成事業としておこなっております。資格を設けることで参加者の防災への意識の高揚が考えられますが、本市でも検討されてはどうですか。いかがですか。

○議長（三和郁子君） 市民部長。

○市民部長（佐敷政紀君） 防災組織リーダーの要請につきましては、現在取り組みを進めております地域の状況に精通した自主防災組織での地域のリーダー養成事業や、今年開設します総合防災センターで地域の方々に幅広く気軽に研修していただけるよう、推進していきたいと考えております。

防災士につきましては、救急救命士のようにその資格がないと行動できない資格でもございませんので、防災リーダーにおいても不可欠な資格ではないことから、現時点ではその導入は考えておりません。

以上、答弁いたします。

○議長（三和郁子君） 井狩議員。

○3番（井狩辰也君） この防災士というのを絶対取り入れていただきたいということではないんですけども、たくさんの方が、今、おっしゃいました気軽に防災訓練に参加できるような、そういった形で取り組んでいただきたいなと思います。

次、先ほど自主防災組織の組織率ということで、これが89のうち1つの自治会だけが組織がないということを矢野議員の質問でおっしゃっていたんですけど、この自主防災組織がない自治会にはどのように指導をされておられるのか、お伺いします。

○議長（三和郁子君） 市民部長。

○市民部長（佐敷政紀君） 自主防災組織がない自治会につきましては、現在未設置の7自治会のうち6自治会に自衛消防隊がございまして、未設置につきましては、マンションによる1自治会のみでございまして。

今後も、東消防署が自主防災組織の規約、体制づくり、また先進市の事例について継続して働きかけたいと考えております。

○議長（三和郁子君） 井狩議員。

○3番（井狩辰也君） わかりました。お願いします。

次なんですけれど、災害時要援護者について、野洲市地域防災計画の災害時要援護者関連の対策を具体化するために、野洲市災害時要援護者避難支援計画に基づき、野洲市災害時要援護者登録制度実施要項が策定されました。この第2条で要援護者を65歳以上の高齢者、要介護認定者、身体障がい、知的障がい、精神障がい及び発達障がいがある人、情報伝達に配慮が必要な人、前各号に挙げるものの他避難支援を必要とする人と定義しております。その対象人数は幾らになりますか。

○議長（三和郁子君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井狩重則君） 井狩議員のご質問にお答えをいたします。

要援護対象者につきましては、本年3月1日現在で7,033人でございます。

○議長（三和郁子君） 井狩議員。

○3番（井狩辰也君） 7,033人。

第3条の要援護者の登録の第2項に、要援護者に登録してもらうにあたり、民生委員、児童委員の協力を得ることができるとあるが、具体的にどのようにご協力をいただいているのかお伺いします。

○議長（三和郁子君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井狩重則君） 担当いただいております地域におきまして、日常生活の中で支援が必要である方々の把握でありますとか、対象者に対しまして本制度利用の誘いかけをしてもらったり、最終的に災害が起こった場合には、自発的に必要な支援をしていただくということが協力内容でございまして。

○議長（三和郁子君） 井狩議員。

○3番（井狩辰也君） 民生児童委員の方にこの申請に対してもご協力いただいていると思うんですけれど、平成24年6月1日から施行されておりますけれど、7,033人、

先ほどご答弁いただきましたけれど、この要援護者登録者の申請数、またその登録者数に対する市の見解をお伺いします。

○議長（三和郁子君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井狩重則君） 登録者の人数でございますけれども、本年3月1日現在で、4自治会76人でございます。まだまだ数字が少ないという状況でございますが、基本的には、自助、共助の精神のもと、それぞれの自治会でどこにどういう課題のある人がおられるのか、こういうことを把握していただきまして、行政からの押しつけではなく自発的に動けるところ、自治会から取り組んでいただくよう啓発をしていきたいと考えております。また、定期的にこの制度を評価いたしまして、課題となるところがございましたら改善を行っていききたいと、このように考えております。

○議長（三和郁子君） 井狩議員。

○3番（井狩辰也君） 定期的に改善していただきたいと思います。76人というのはやっぱり少ないんじゃないかと思います。

昨日、私も自治会とかいろいろ回って、この制度をご存知ですかということで自治会長とかを回りました。「ご存知」は、連合会で説明は受けましたけれど、その内容自体、あんまり知らない方とか、自治会長とかがいらっしゃいましたので、しっかりと、これもやっぱり説明をしていただいて、この制度をぜひ活用していただきたいと思います。とてもいい制度だと思いますので、ぜひ今後も引き続き改善していただきたいなと思います。

次、この登録者数のうちで、この制度の周知を図る広報を見て自ら申し出られて登録されたケースはございますか。

○議長（三和郁子君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井狩重則君） これまでに何件かご相談を受けたことがございます。最終的に申請というところにまで至った事例はございません。と言いますのは、この制度が基本的には地元自治会の支援体制が必要ということが、主なこうした申請がない理由となっているところでございます。

なお、対象者から自主的な申請があった場合、その自治会には要望がある旨のご連絡をさせていただくということにさせていただきたいと考えております。

○議長（三和郁子君） 井狩議員。

○3番（井狩辰也君） この制度自体が自治会長の協力が必要だということの答弁だったと思います。

ちょっとここには、通告には載せていないんですけど、平成24年3月21日の部長会議で、野洲市災害時要援護者避難支援計画案についてということで、部長会議の中で意見が出されたんだと思うんですけど、ここで、「災害時要支援者登録名簿は、申請による登録であるが、条例等を整備した上で申請によらない場合でも対応できる制度の検討も行うこと」というふうに、どなたかの意見だと思うんですけど載ってあるので、自治会長の協力は必要な制度ではあるんですけど、申請によらない場合でも対応できる制度の検討も行うことということとなるんですけど、これは、自治会長の協力なしでも申請できる条例にされていくということになるんですか。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今、ご質問いただいています災害時の要援護者の支援というのは、私も当初からやるという課題でやっていました。問題を組織に投げかけたんですけど、相当難産でありました。それと、一方では、民生委員さん等との話し合いでも、自分たちも協力したいので何とかしたいというのと、もう一つは、自治会長の一部からも名簿をすべしてほしいという要望がありました。それは申請があるなしに関わらず。基本的には、自治会長さんには、名簿を本人の了解なしにお渡しできません。ただ、自治会活動をされるという前提では情報提供しています。今、引用いただいている部分は私の指示でして、自治会長から何の手続もなく名簿がもらえないかとおっしゃったので、制度的には結構厳しいけども、法令条例検討として指示をしたものです。

ただ、やはり限界があるので、そこに至っていません。今回は、やはり本人申請という中で、地域の枠組みで最大限可能な仕組みを動かしていこうと。前提としては、先ほど部長が申しあげましたように、地域主体型ですから、市の職員が一々自治会に出ていけませんから、自治会の取り組みによる具体的な現場支援ということで立ち上がっています。

以上、ご答弁いたします。

○議長（三和郁子君） 井狩議員。

○3番（井狩辰也君） 制度の背景は理解をしました。

市として、ぜひ自治会長の方にも積極的に取り組んでいただくような働きかけはよろしくお願ひしたいと思います。

次、この要綱の中で、第10条、制度の周知で、「市長は広報等を通じて制度の周知を図るものとする」とあるが、この制度の周知はどのように行われているのか、お伺ひします。

○議長（三和郁子君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井狩重則君） 周知の関係でございますが、これまで市の広報への掲載ですとか自治会長会での周知、それから出向いての説明につきましては、学区への説明が2学区、それから個別自治会への説明が12自治会、それから回覧を回していただいた自治会が1自治会ございます。その他、民生児童委員へ説明を行っておりますので、その方を通して地元自治会への周知を図ってきたところでございます。

今後、各自治会の取り組みがあまり進まない要因の検証でありますとか、取り組みが進んでおります自治会の具体的な紹介など啓発のあり方、工夫を検討してまいりたいと、このように考えております。

○議長（三和郁子君） 井狩議員。

○3番（井狩辰也君） 次の質問に移ります。

福祉避難所の確保が必要となってくると思います。福祉避難所の指定整備の進捗状況をお伺いします。

○議長（三和郁子君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井狩重則君） 現在のところ、未指定の状況でございます。なお、現段階の案といたしましては、市内の介護関係施設、障がい者関係施設に協力を求めていく予定をいたしております。例えば、デイサービスやショートステイの施設でありますとか、老人保健施設、障がい者医療福祉施設などが想定されますが、施設、設備や専門のスタッフ等が整備されていて、災害時に福祉避難所として機能することが可能である施設を選定いたしまして指定をしてまいりたいと、このように考えてございます。

○議長（三和郁子君） 井狩議員。

○3番（井狩辰也君） 指定、選定をしていくということなんですけど、一応、これは、区切りというかめどというのはございますか。

○議長（三和郁子君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井狩重則君） 事前に打診というんですか、お話し合いもさせていただいておる事業所の方も幾つかございまして、協力いただける事業所等と協議、調整を行いまして、今年度内には指定をしていきたいと考えております。

○議長（三和郁子君） 井狩議員。

○3番（井狩辰也君） 次の質問なんですけれど、野洲市地域防災計画の修正方針で、災害弱者の安全な避難を追加される予定であるが、こういった内容のものかお伺いします。

○議長（三和郁子君） 市民部長。

○市民部長（佐敷政紀君） 現在、見直ししております防災計画の修正の中で、高齢者の方、障がい者の方等の災害弱者の型の避難対応につきまして、災害時の要援護者対策といたしまして、避難支援プランや情報伝達などの安全な避難方針等につきまして修正を加えていきたいと考えております。

○議長（三和郁子君） 井狩議員。

○3番（井狩辰也君） ぜひよろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（三和郁子君） 暫時休憩いたします。再開を午後2時50分といたします。

（午後2時34分 休憩）

（午後2時50分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第5号、第9番、西本俊吉議員。

○9番（西本俊吉君） 第9番、西本俊吉です。今回、私の質問通告は、防災無線に関しての、ある意味では絞り込んだ発言、質問をさせていただく予定ですが、先の矢野議員並びに井狩議員からの質問の内容等に対する答弁が既に出てきておりますので、若干私なりに工夫をしながら、少しでも角度をひねりながら、質問していきたいと思っております。

それで、本題に入ります前に、この防災に絡んで、避難がいかに大事かということについて、私はつい最近、うれしい体験をしてみりました。それは、3.11大災害で、その以前から出会いのあるお方、浜辺から200メートルのところの方です。非常に現地としては悲惨な状況でした。命がどうであるか、非常に心配しておりました。そして、先日、その漁港に行き尋ねたところ、あの人やったら仮設住宅にははるということを知り、また違う、同じ町内の仮設住宅で、本来の食堂を運営されているということを知り、喜んで再会をしてみりました。

その方の話の中でつくづく感じたのは、災害が起こったときに何が一番大事なのか。そのことは、まずはあのときは地震、それからその後に襲ってきた家が壊れる状態での津波です。もしそこにとどまっていれば、命はとっくにないものです。ちなみに、その両隣の方は、皆、亡くなられたそうです。でも、ふだんから、地震があったら津波が来る、津波が来ると、もう逃げるといふことに対しての心構えを十分に持っておられた。したがって、まず逃げて助かりましたということです。だから、避難がいかに大事であるかということを知り、私は改めてその方の言葉の中から学び取ることができました。

そういう意味におきまして、この野洲市において、津波はないけれども、地震というものは、これはだれしも想定できない。ある程度危険性が叫ばれている昨今です。そういう意味において、本市が今から7年ほど前に設置されました伝達方法としての防災無線機、これについて、私は焦点を絞りながらお尋ねしていきたいと思えます。

先ほどのご答弁の中でも、防災無線の保守点検については一定のお答えをいただいております。それで、特に防災無線機で私の感じておりますのは、非常に聞こえやすいところと聞こえにくいところがある。いわば、スピーカーから発せられた音が、音達範囲というものがどこまであるか。または2つのスピーカーがだぶって聞こえにくいところがどんだけあるか。それらについての、いわば設置後の追跡調査というものはされたのかどうかということをまずはお尋ねしたいと思えます。

それから、緊急連絡用、先ほどほとんどの自治会、それから防犯自治会、いろんな形で、90カ所のうち89カ所までが何らかの対応、避難訓練等対応されております。ただ、それは有線というんですか、各自治会の放送設備等を用いてやっているようなケースも多いんですが、先ほどの答えのご答弁の中で、いわば訓練、実践がまずなんですけど、実践で放送されたケース、それからページング方式による訓練がなされていて、そのページングの放送は5カ所ほどと聞いたんですけれども、個人名じゃないから、ここで、どことどことはそういうものを、ページング放送を通じて避難訓練をされたか、参考にお聞かせいただきたいなと思えます。

さらに、一番問題というんですか、私は正直申し上げて、月に1回、17日の17時に夕焼けこやけやったかが鳴っている、あの放送はどこから流れてあるのやわからんけど、何や流しておるなという程度の認識しか持っておられない市民というものは多いんじゃないかと思えます。

そういう意味で、防災無線機の機能そのものをもう少し市民に認識していただいて、そしてただ音楽だけでなしに、時にはサイレン、時には言葉できちっと伝達がいくか、いかないか、そういうものも含めて、いわゆるテストというんですか、訓練をして、そしてそのことから市民の防災に対する認識をアップさせる、これは非常にいいことではないかと思えます。

だから、あれは、原則は、緊急事態が起こったときに放送を流すべきものですがけれども、その放送が流れたときに市民がいかに対応できるか、これがやはり人命を守ったりいろんなケースでのいわゆる災害の軽減につながると思えます。

そういう意味におきまして、重複している部分も一部あろうかと思えますけれども、ご答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（三和郁子君） 重複している部分があろうかと思えますが、答えられる範囲での答弁をお願いいたします。

市民部長。

○市民部長（佐敷政紀君） 済みません。防災行政無線の関係なんですけれども、設置時におきまして、さまざまな地理的条件があったり、エリアを想定した調整をしておりますが、それでも聞き取りにくい等のご意見をいただいておりますので、現地に出向きまして、実地調査をしております。また、遠くの方々に音量を合わせますと、近くの方から大きすぎるといふことも意見をいただいておりますので、自治会の役員さん等と相談の上、適正な音量でやっていきたいというふうに考えております。

それと、ページング放送を言うていただきましたけど、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、申しわけございません。

それと、防災行政無線の点検、それと機器の導通試験を含めまして、今、言っていたように、17日5時に夕焼けこやけのメロディーでその確認と機器の正常判断を行っておりますが、またそのことで市民にも存在感を促しております。さらに、年度初めの自治会長会におきましても、防災行政無線の説明と各自治会で防災訓練等が行われる場合には、それぞれの防災無線ごとに吹鳴することができますので、実音を聞いていただきまして、訓練に活用してもらえよう依頼しております。

以上、答弁といたします。

○9番（西本俊吉君） ちょっと休憩をお願いします。

○議長（三和郁子君） 暫時休憩いたします。

（午後2時59分 休憩）

（午後3時01分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

西本議員。

○9番（西本俊吉君） 先ほども申し上げましたが、防災無線からによる発信というのは、非常に市民にとって大事なものです。したがって、その放送が流れたとき、防災無線の放送が流れているということを知覚する市民、その人たちの認識が高まるようにもっていく、

そのために今、訓練をもっと用いた形での訓練を実施されればということをお先ほど申し上げたんですけども。

そういう中で、スピーカーだけが放送という状態になっているんですけども、無線ですから、例えば集団教育の場とか、それからショッピングセンターとかそういうところに同時に無線を用いて流すことはできないのか。

それと、もう一点は、非常に聞こえにくいです。私のところは無線機から100メートルですけど、スピーカーが全然違う方向を向いているさかい、全然聞こえへんわけです。そういうところについては、何らかの方法で、ポータブルの受信機、固定周波数で受信機を設置するとか何かそういう方法で、災害無線の発信をより有効に市民に伝達する手段として、そういうものは考えられないか、今後検討されたいという私の気持ちです。

したがって、これに対してお答えいただければと思います。

○議長（三和郁子君） 市民部長。

○市民部長（佐敷政紀君） 西本議員の再質問にお答えいたします。

市では、防災行政無線の管理運用規定に基づきまして、室内用の個別受信機を設置しております。それにつきましては、聴覚障がい者の方や高齢者の独居老人の方など、災害時の要援護者の方や音声の不到達地等につきまして、必要に応じて貸与させていただいております。現在、172の無線機を貸与させていただきまして、在庫としましては30ぐらい残っておるといって、必要により申請していただければ、それを貸し出ししていただけるということを考えております。

○議長（三和郁子君） 西本議員。

○9番（西本俊吉君） 最後の質問になります。

現在、聞こえにくいところとか必要なところに172カ所の貸与をしているということです。その無線機そのものをもう少し広げて、そして別に高齢者とかそういうのは関係なしに、放送を受信したいという思いがあっても聞こえにくいところ、そこも含めて貸与するという方法というものについては、今後検討できるかどうか、その辺のお答えをいただきたい。今後に向けて、200台ほどの台数を市民からの求めに応じて、それは無償貸与とは言いません。一部、当然、そのことによって家族なりの安全性を守ることができるのであれば、一部やっぱり受益者負担というものも考えられると思うんですけども、それでもやっぱり無線機を設置したいという希望があったときに、市として答えられるかどうか、その点についてお答え願いたいと思います。

○議長（三和郁子君） 市民部長。

○市民部長（佐敷政紀君） 西本議員の再々質問にお答えいたします。

今言っていただきました受信機につきましては、先ほども答弁させていただきましたように、音声の不到達地、聞こえにくいところとかそういうところにも、今現在、37貸し出してあります。それで、今後、申請していただければそのような形で貸し出し、これも、貸与につきましては無償でございますので、申請していただければ貸し出すということでございます。

以上、答弁といたします。

○9番（西本俊吉君） 終わります。

○議長（三和郁子君） 次に、通告第6号、第4番、市木一郎議員。

○4番（市木一郎君） 第4番、市木一郎でございます。それでは、5月に公表されました第1次野洲市総合計画、改訂版平成25年度ロードマップ、平成24年度実績評価について、一問一答方式で一般質問を行います。

まず、平成23年12月に公表された野洲の元気と安心をつくるマニフェストロードマップ、3年間、実績評価と今回の第1次野洲市総合計画改訂版、平成25年度ロードマップ、平成24年度実績評価の違いについてですが、前回の評価は、市長、1期4年間のうち3年を経過し、マニフェストロードマップについて134事業を対象に、評価区分として、目標達成もしくは事業を完了したものをS、予定どおり進行しているものをA、事業着手はしたが予定どおりに進行していないものをB、事業着手時期を過ぎてもなお着手できていないものをCとして区分され、事業の中止や大幅な見直しをしたものについては評価対象外としてバーで表示されています。

結果は、134事業のうち117事業、87.3%ですがS、A評価ということでした。今回は、第1次野洲市総合計画改訂版に基づいており、平成24年度実績評価は70事業について、進捗度、計画どおりに進捗しているか、これは5が達成完了、4が予定どおり進行中、3が着手したが予定より遅延、2が未着手、1が中止との5段階評価ですね。今後の事業の方向性判断については、5が拡充して継続すべき、4が現行どおり継続すべき、3が見直しや改善をすべき、2が統合もしくは縮小すべき、1休止、もしくは廃止すべきの5段階で評価されています。

結果については、前回は、政策総評価ということでまとめをされていましたが、今回は、まとめをされていませんでしたので、チェックをしてみましたところ、進捗度については、

5の達成完了が16事業、4の予定どおり進行中が41事業、5、4を合わせると、70事業中57事業で81.4%、評価については、5の拡充して継続すべきが10事業、4の現行どおり継続すべきが45事業、5、4合わせて55事業、78.5%という結果になっていました。

そこで、評価の事業数が134事業から70事業に変わったこと、そして評価の方法が変わったことについてお尋ねします。

○議長（三和郁子君） 政策調整部長。

○政策調整部長（富田久和君） それでは、市木議員のロードマップ実績評価に関するご質問にお答えいたします。

ただいま質問いただきました前回、平成23年12月公表の134事業を対象とした評価と今回の評価の違いについて説明をいたします。

前回評価であるマニフェストロードマップは、市長の任期に合わせて事業の実績と進捗を評価しておりました。一方、今回の、平成24年度からのロードマップについては、第1次野洲市総合計画改訂版に基づき事業の行程管理が必要な主要な事業を選定し、ロードマップに掲載して進捗の把握を行っています。現在のロードマップは、掲載事業を年度ごとに見直しを行っており、その結果、平成24年度では65事業、平成25年度では73事業となったものでございます。

次に、評価方法ですけれども、事業の進捗については、外部評価委員の評価方法の検討の中で、数値化が可能な数字による5段階表記に変更したものです。また、事業の方向性の評価については、行財政改革の観点から、事業の方向性の判断が必要と考え、評価項目に今回から追加をしたものでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（三和郁子君） 市木一郎議員。

○4番（市木一郎君） 次に、評価の事業数についてお伺いします。

今回のロードマップには、平成25年度については予算額、それから平成26、27年度については見込み額が記入されていますが、平成25年度の記入されている予算額を集計してみますと、34億9,097万円となり、平成25年度一般会計当初予算の一般行政経費と投資的経費の合計額77億7,269万円に占める割合は、44.9%となります。予算額から見ると50%未満であり、評価事業数が少ないのではないかと考えられますが、見解をお伺いします。

○議長（三和郁子君） 政策調整部長。

○政策調整部長（富田久和君） 評価事業数についてでございますけれども、このロードマップは、第1次野洲市総合計画改訂版に基づき、予算規模の大小に関わらず、主要な事業また行程管理が必要な事業を選定してロードマップに掲載することで、集中的に事業の進捗管理や評価を行おうとするものでございます。このため、評価事業数は現在の事業数となったものでございます。

○議長（三和郁子君） 市木議員。

○4番（市木一郎君） 確認ですけれども、今、言いました平成25年度の一般会計当初予算の一般行政経費と投資的経費の約55%は単年度事業または継続事業ということによるのでしょうか。

○議長（三和郁子君） 政策調整部長。

○政策調整部長（富田久和君） 基本的には単年度事業でございますが、一部、24年度の繰越を25年度実施するという、実質的な25年度事業もございますので、そういったものは一部含まれてございます。

それから、特に率が少ないということのご指摘ですけれども、例えば庁舎管理でありますとかあるいは小学校、中学校、幼稚園等の管理費、それから保育園でありますとか学童保育、こういったものの運営経費、それから大きくはごみ焼却場におきますごみ処理、このあたりが大変大きな事業費になってございますけれども、このあたりを政策的に進行管理するというものからちょっとなじまないというもので、こういったものを外しておりますので、予算に占める割合は5割弱と、こういったことになってございます。

○議長（三和郁子君） 市木議員。

○4番（市木一郎君） わかりました。

それでは、次に、個別の事業についてお伺いします。

事業通番1というのがございます。就学前保育の充実と幼保一元化の推進についてですが、評価3、見直しや改善をすべきとなっておりますが、内部評価の理由等に、財政状況あるいは土地利用計画を勘案し、事業計画の見直しが必要であるとありますが、具体的にはどのようなことでしょうか。

○議長（三和郁子君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（川端弘一君） 事業通番1に対しますご質問にお答えいたします。

平成23年3月に策定いたしました野洲市幼保一元化方針及び幼稚園保育所施設整備計

画では、各施設の工事施工年度や開設年度を明記してございます。この計画に沿って、平成23年度4月に篠原こども園を開設いたしまして、平成24年度では□王幼稚園あるいは北野幼稚園の増築を完了したところでございます。

また、桜生こども園につきましては、地元や隣接土地所有者との協議を丁寧に行いまして、造成工事の着手が当初の計画より少し遅れましたが、現在は、計画どおり平成26年4月の開園を目指して事業を進めているところでございます。

一方、野洲第1こども園につきましては、地権者や地元自治会からの要望もございまして、計画を変更し、整備予定地を新市街化区域から野洲第1保育園の隣接地にいたしましたことから、用地取得の開始が遅れました。また代替地の要望の対応に時間を要したことから、事業計画の見直しをすることとしたものでございます。

以上です。

○議長（三和郁子君） 市木議員。

○4番（市木一郎君） 若干遅れているということで、見直すという評価をする必要があるのかなど、今の答弁を聞いていたらそんな気がいたしますけども、大きな見直しではないですね。ほぼ当初の計画どおりではないのですか。

○議長（三和郁子君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（川端弘一君） このままの計画、もうすでに計画は少しずれてございますので、多少なりとも見直しをする必要がございますので、正直に見直しをするということにさせていただきました。

○議長（三和郁子君） 市木議員。

○4番（市木一郎君） 厳しい評価をされていると、こういうことでございますね。

それでは、次に、事業通番13、文化スポーツ施設の改修、整備についてですが、平成24年度には、緊急に総合体育館の室内壁、タイルの補修工事を実施されたところですが、備考欄に今後の課題、事業進捗の備考等というところがございしますが、「助成金等の申請時期等を見極め、効率的な整備計画を策定する必要があります」と書かれていますが、整備計画はいつ策定されるのでしょうか。また、現在、経年劣化等による危険箇所はあるのでしょうか。

○議長（三和郁子君） 教育部政策監。

○教育部政策監（田中善広君） ただいまの市木議員からのご質問の4点目についてお答えいたします。

文化スポーツ施設の今後の整備計画についてでございますけれども、現在、文化スポーツ施設を含みます市の公共施設全部につきまして、整備年次、建物の規模、あるいはまた今日まで行いました修理改修等、これらの経過を記載いたしましたカルテというのがございますので、これをもとにいたしまして、現在、施設ごとに今後実施が必要になってくるであろう大規模な修繕、改修内容、これらのまた事業費でございますが、これらについて調査を始めております。これの調査をもとにいたしまして、現状を整理いたしまして、そして今後の整備あるいは大規模な改修についての計画を立てていきたいと、このように考えております。

ただ、市で現在取り組んでおります行財政改革の中にありまして、将来、このあり方事態を議論しなければならない施設も混じっております。よって、そうしたことを含めましての計画としたいと思っております。

そういうことで、現段階で、策定期間については明確には言えない状態であります。しかしながら、大規模改修につきましては、これからの市の財政に非常に大きく影響を与えますし、そしてまた早期の改修が必要な施設、箇所も現にございますので、できましたら平成25年度中に骨格をつくっていきながら、遅くても26年度中に計画を策定していきたいと考えております。

続きまして、2点ございましたが、2点目でございますが、経年劣化による危険箇所についてでございます。これは、法に定められました項目、例えば消防法で定められた部分でございますとか、法で定められた項目でございますとか、あるいはステージのつり物でございますけれども、物理的に危険だと思われる部分でございますが、これらについては毎年点検を実施しております。そして、必要に応じまして、小さな部分、大きな部分を含めて修繕等に対応してきておりますので、現在、毎日の使用に耐えられないというような危険箇所といったものはないと考えております。ただ、各施設共に、建物はもちろんでございますけれども、設備自体が相当古くなってきておりますので、特に安全面で必要なものから優先して修繕、改修していくことが大事でございます。これは、先ほど答弁させていただきました整備改修計画の中で、これらの部分については優先してうたっていききたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三和郁子君） 市木議員。

○4番（市木一郎君） ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

市民の安全ということを考えると、やっぱりこれは大事なことですので、手抜きなくお願いしたいと思います。

それでは、次に、事業通番38、ものづくりインストラクター養成スクールの開校と中小企業の経営改善指導についてですが、事業費の3分の2を国の補助金に依存した事業ですが、モデル事業として一定の成果を上げてこられたところでは。結果、進捗度は5、達成完了となっています。ただ、養成スクールで養成されたインストラクターの今後の活躍の場の確保が大きな課題として考えられます。そんな理由で評価は3、見直しや改善をすべきとなっていると思われそうですが、今後についてどのようにお考えでしょうか。また、インストラクターの現状、人数とか仕事内容についてお伺いします。

○議長（三和郁子君） 政策調整部長。

○政策調整部長（富田久和君） それでは、ものづくりインストラクター養成スクールと企業の経営改善指導についてのご質問にお答えいたします。

ご存知のとおり、ものづくりインストラクター養成スクールは、ものづくり技術をお持ちのベテラン人材の方に中小企業の経営改善活動を指導する技術、ノウハウなどを身につけていただく目的で実施してきました。この事業は、過去3年間国の委託事業及び補助事業として運営を行ってきましたが、いつまでも国が補助金を出し続けることは考えがたく、将来の運営方法について検討しなくてはなりません。その意味で、事業の成果は大きいものの、見直しが必要なため評価は3といたしました。具体的な見直し作業は、これからの議論であります。

なお、経営改善指導を行った成果の一部を申し上げますと、市内の電子部品製造会社では、改善効果として不良率が37%向上し、不良品の廃棄金額を年間約1,800万円削減できたことから、これをきっかけに、国内工場だけでなく海外の工場の改善にも取り組まれています。他にも、改善の効果で、慢性的な時間外労働現場が定時退社できる環境になった会社もあるように聞いてございます。

次に、インストラクターの数等でございますけれども、26名の方が野洲市のスクールを、講習を受けて卒業いただきました。そのうち12名の方が現役でお勤めの方でございまして、これらの方は、それぞれの自分のところの会社で、経営改善等でご活躍をいただいております。現役を退職されたOB人材が14名でございまして、このうちJICAの技術指導員として海外に行っておられる方や、あるいは中小企業の嘱託として再就職された方が5名でございます。残る9名が、私どものセンターと一緒に仕事をしている方でご

ざいまして、ものづくりインストラクター養成スクールの講師でありますとか、野洲市内等の中小企業への経営改善指導に入らせていただいていると、こういう状況でございます。

○議長（三和郁子君） 市木議員。

○4番（市木一郎君） 大きな成果を上げてきた事業でございますので、ぜひ継続へ向けて努力されることを期待しております。

次ですが、事業通番40、地産地消の推進についてですが、進捗度が3、着手したが予定より遅延、評価が3、見直しや改善すべきとなっています。平成24年度の実績評価として、おいで野洲まるかじり協議会において、事業計画どおり事業実施を行った。地産ツアー、イベントでのPR、移動販売ということですね。ただし、次年度に向けた取り組みの方法等は検討中で、具体的な計画策定までには至らなかったとあります。

今後計画策定にはどのように取り組まれていかれるのでしょうか。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 地産地消の推進についてお答えしたいと思います。

おいで野洲まるかじり協議会につきましては、平成21年度から国庫補助、これは200万だったんですけども、4年間国庫補助を受けるというふうな計画で、地産地消に向けた普及啓発やホームページでの情報発信、すまいる市での移動販売など、消費システムの構築に努めてきたところでございます。

しかし、国の事業仕分けにより、こうした国庫補助が打ち切りになりました。残る2年間を市と農業者で支援してまいりましたが、この時期を転機といたしまして事業内容を縮小したことや、JAおうみ富士が経営するファーマーズマーケットおうみんちのシステムが定着する中、協議会独自の経営が難しくなってきたというふうなことで、このような評価にさせていただきました。

今後につきましては、出荷農家、販売業者などさまざまな立場の方々のご意見を聞きながら、地産地消の推進の取り組みを検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（三和郁子君） 市木議員。

○4番（市木一郎君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に、事業通番46、里山、川、琵琶湖の環境保全についてですが、これは進捗度2、未着手、評価が2、統合もしくは縮小すべきとなっていますが、今後、どのように取り組まれていかれるのでしょうか。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 事業通番46、これにつきましては、環境基本計画での取り組みでございまして、平成19年度から「自然」、「エコ・資源」、「まち・暮らし」の3部会、25のプロジェクトの活動がスタートいたしました。平成23年度から24年度にかけて、環境基本計画の取り組みや手法について検証と見直しを行ったところ、このプロジェクトの中の「バス利用大作戦」、「自動車を利用しなくても安心安全安価でクリーンな市内移動が楽しめる交通体系整備」、「きらりと光る野洲の自然、まち、人、応援プロジェクト」、「三上山をはじめとする、野洲ならではの景観を守り育てよう」、この4プロジェクトが未実施というふうな形になっております。また、環境教育支援ネットやすの設立と運営、「一人ひとりが自動車社会を見直す『エコドライブ活動』」の2つのプロジェクトの市民組織ができておりません。この6つのプロジェクトについて、平成28年度まで、後期の活動の中で次期計画策定に向けて見直しを整理していこうというふうなことでございます。

環境基本計画の現在活動されている19のプロジェクト及び自治会、団体、企業、個人、それぞれに実践されている環境活動につきましては、今後も共同プロジェクト推進のための支援を実施してまいりたいと考えております。

なお、見直しの整理対象の6プロジェクトのうち、バス利用大作戦はコミュニティバスの乗り継ぎ制度の創設、中央循環コースの創設、運行ルールの見直しで充実を図ってきたところでございまして、「三上山をはじめ野洲ならではの景観を守り育てよう」は、野洲市景観計画を平成24年12月20日に施行し、行政が担うべき取り組みとして対応しております。また、環境教育支援ネットやすの設立と運営、一人ひとりが自動車社会を見直すエコドライブ活動については、環境基本計画の事務局である環境課が取り組みを進めているところでございます。

今後は、これらの活動の状況把握を行い、より多くの市民が参加できる仕組みの構築とその活動が効果的になるよう市民と行政の役割を見極めながら、環境保全活動の促進を図ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（三和郁子君） 市木議員。

○4番（市木一郎君） 琵琶湖、三上山は野洲の財産でございますので、ぜひ継続して取り組んでいただきたいと思います。

それでは、最後に、事業通番67、まちづくり基金制度と政策提案制度の有機的な進捗

及び市民の積極的参加を誘導することによる市民活動の活性化についてですが、進捗度4、予定どおり進行中、評価が2、統合もしくは縮小すべきとなっています。

まちづくり基金については、平成20年度の76万5,000円の積み立てから始まり、平成24年度までの積立額は約570万円、取り崩し額は約160万円で、平成24年度末見込み残高は約410万円となっています。

事業と基金の今後について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（三和郁子君） 市民部長。

○市民部長（佐敷政紀君） 市木議員の8点目のご質問にお答えいたします。

まちづくり基金につきましては、野洲市まちづくり寄附金条例第2条に6つの事業が定められておりまして、それぞれ積み立てを行っております。

寄附金の状況は、平成25年5月号の広報でお示ししましたとおり、まちづくりの原動力となる市民活動を支援するための事業では、昨年度寄附金はゼロ件で、残高は約38万円、人権が尊重される福祉の充実した地域社会を実現するための事業は、昨年度3件30万円で、残高は約74万円、山、川、琵琶湖等の豊かで良好な自然環境を創造し、次代に引き継ぐための事業は、昨年度5件55万円で、残高は約114万円、たくましい地域経済を創造するための事業は、昨年度寄附金はゼロ件で、残高は約1万円、まちづくりを担う人を育てるための事業は、昨年度2件100万円の寄附金で、残高は約120万円、その他条例第1条の目的を達成のために長が必要と認める事業は、昨年度1件5万円で、残高約53万円であります。

こうした状況から、平成24年度寄附金がゼロであります、まちづくりの原動力となる市民活動を支援するための事業について、マニフェストで事業評価したものでございます。この事業につきましては、平成23年度から野洲市市民活動促進補助金の財源として活用しておりまして、平成23年度は4団体、平成24年度は3団体に交付したところでございまして、寄附金の状況から、今後についてそのありようを見直そうとするものでございます。その他の5事業につきましては、ご寄附をいただいた方の意思を尊重し、かつ寄附金の増減に考慮しながら、関係部局と協議し有効に使っていきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（三和郁子君） 市木議員。

○4番（市木一郎君） 5月号の広報によると、基金が活用されたのは、まちづくりの原動力となる市民活動を支援するための事業に25万円のみでございます。他の5事業につ

いては、活用されておられません。活用方法は、一般会計予算にこれは充当されるものでございますので、財政が厳しい折から、市民の貴重な寄附金は、積み立てされるのではなく、答弁されたように有効に使われるようお願いしておきたいと思っております。

きょうも大変暑うございます。これからますます暑くなってまいります。山仲市長をはじめ職員の皆様には、健康に留意され、引き続き市民福祉の向上と本市発展のために活躍されることを願い、一般質問を終わります。

○議長（三和郁子君） 通告第7号、第18番、内田聡史議員。

○18番（内田聡史君） 第18番、内田聡史です。情報発信の強化と新たな手法について質問させていただきます。

これまで本市においての情報発信は、「広報やす」、市のホームページ、また必要に応じてちらしやポスター、懇談会、出前講座や街頭啓発、自治会への回覧板への依頼等を通じ行ってこられました。また、災害時での情報伝達手段、収集手段として防災無線、さらには緊急エリアメール、災害情報と不審者情報のメール配信などの取り組みを進めてこられました。

そこで、これまでもさまざまな手段を用いて地域住民や地域企業に情報発信を行ってこられましたが、今後の情報発信への考え方をまずお伺いします。

○議長（三和郁子君） 政策調整部長。

○政策調整部長（富田久和君） それでは、内田議員の、情報発信の強化と新たな手法についてのご質問にお答えいたします。

まず、本市の情報発信につきましては、単なる市からのお知らせではなく、まずは市民に正確な情報を発信することにより市政の透明性を高め、合意形成や意思決定に参画していただき、市政への理解を深めていただくことにより市政の円滑な運営を図ること、あるいは市民の安全、安心の確保を目的に行っております。

今後におきましても、こうした基本的な考え方のもとに情報発信をしてまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（三和郁子君） 内田議員。

○18番（内田聡史君） まず最初の答弁は、市民への情報発信が大事であり、市民の安心、安全と市政の円滑な運営ということであります。

これまで自治体が情報発信を行うツールは、先ほど申し上げた手段や媒体であります。ここ数年で自治体が発信するSNSが注目を浴びてきています。SNSの代表的なものは

ミクシィ、ツイッター、フェイスブックなどがあります。中でも、ツイッター、フェイスブックを導入する自治体が年々ふえてきています。

そのさきがけとなったのは佐賀県武雄市であり、2010年よりSNSを市政に一般的に取り入れ、人口10万人の市を情報発信都市に変えたのはご存知のとおりであります。最近では、市営図書館の運営委託をレンタルソフト店ツタヤに行ったことで話題になっている市であります。武雄市では、既に市役所のホームページはフェイスブックに移行されており、そのアクセス数は、それまで月間5万程度であったものが、ツイッター、フェイスブック導入後は、月平均約330万にふえたそうであります。これは、見られることを意識すること、またさらには見せることを意識した情報発信を行っておられます。

武雄市のフェイスブックを見ると、かた苦しさは全くなく、親しみのあるものであり、写真などを取り入れ、イベント案内はもとより教育、環境、観光、果ては通販ページもつくり、地元製品の販路拡大にも一翼を担っています。

この動きは、武雄市を皮切りに全国の自治会に広がっています。近隣では、守山市や草津市が最近、公式アカウントを取得し、フェイスブックを始めました。また、部署ごとにアカウントを取得している自治体もあります。さらには海上自衛隊、外務省、文科省、財務省などのフェイスブックページもあります。

そこで、本市におきましても、新たな情報発信の手段として、ツイッターやフェイスブックの導入についてのお考えを伺います。

○議長（三和郁子君） 政策調整部長。

○政策調整部長（富田久和君） 昨年の第5回の定例会におきましても、内田議員の方から一般質問をいただきましてこのことについて質問いただきました。そのときにもお答えいたしましたけれども、これらのソーシャルネットワーキングサービスは、市ホームページを補完するものとして、その有効性は認識しております。しかしながら、情報発信の基盤となります市ホームページにつきまして、前回のシステム更新後6年以上が経過し、そのリニューアルも視野に入れなければならない状況であることから、まずは市ホームページの再構築を含め、その充実を図ることを最優先に考えております。SNSの導入につきましては、他市の事例等も参考にしながら、今後も引き続き研究してまいりたいと考えております。

○議長（三和郁子君） 内田議員。

○18番（内田聡史君） ツイッターやフェイスブック、こういったものを出してくると、

また内田はようわからんものを提案しとるのかと思われるかもしれませんが、別に守山とか草津が入れているからうちもやったらどうですかというわけではなくて、私自身も、最初、ツイッターやフェイスブックの講習会に行ったときは、その講習会へ行く前は、行くことは行くけど、別にやることはないやろうなという思いで行きましたけれど、その講習を受けている中で、やはりフェイスブック、ツイッターに可能性、これから広がる可能性や、使い方によっては大きな波及効果があるということを学ばせていただきまして、私自身も、今、フェイスブックをやっているわけでありまして。

答弁では、ツイッターやフェイスブックの有効性は認識するが、まずはホームページからということでありまして。たしか6、7年前に、私自身、一般質問で、ホームページによる情報発信ということで質問をさせていただきました。それがきっかけか、以前からそういうリニューアルをしようと考えておられたのかわかりませんが、ホームページが今のものになってまいりました。まだ6年か、もう6年と感ずるかは別といたしまして、現在の情報発信のツールの多様性とユーザーの増加は驚くべきものがあります。あのころより着実に技術が進歩し、情報発信、また情報収集をより簡単に行える環境が整ってきていると思います。

フェイスブックを利用することにより行政とのつながりが薄い世代、関心を寄せなかった層へのアプローチや意見をくみ上げることができるものだと考えますが、見解を伺います。

○議長（三和郁子君） 政策調整部長。

○政策調整部長（富田久和君） フェイスブックを例に挙げますと、日本国内では10人に1人が利用していると、このような調査結果もございます。特に、20代を中心とする若い世代に利用者が多く、こうした世代に対しては有効な手段になり得ると予想されます。それぞれのSNSの特性を比較しつつ、情報発信の効果とまた一方でリスクもあるかと思っておりますので、その辺を見極める必要があると考えております。

○議長（三和郁子君） 内田議員。

○18番（内田聡史君） 今、部長がおっしゃっていただきましたように、日本では、ユーザーが大体10人に1人ぐらいおられますし、この議場の中でも1割、1割もいかないですね、5、6人の方がやっておられる計算になりますし、実際、やっておられると思います。2013年1月現在で、日本では約1,500万人がアカウントを取得しているようであります。専門誌によっては頭打ちになってきていると評しているところもあるよう

ですが、そのアカウントユーザーも、個人だけでなく、企業、団体、サークル、学校の同窓会といったものがあります。今、おっしゃったように、20代に利用者が多いそうですが、最近ではフェイスブックも認知され始め、私より10歳上の方や20歳以上、上の方が、スマホを使って情報発信、またその反応を楽しむ方がふえているように感じます。

このようなSNSを導入することにより、地域住民、企業はもとより、野洲市に通勤、通学する人、結婚や就職、引っ越しにより野洲市を離れた人に野洲市の情報を届けられる便利なツールになると思うんですが、再度、お伺いいたします。

○議長（三和郁子君） 政策調整部長。

○政策調整部長（富田久和君） 市内外を問わず、市ホームページを通じまして適宜情報を発信できているものと考えております。これを基本に、引き続き広く情報発信に努めてまいりたいと思います。

○議長（三和郁子君） 内田議員。

○18番（内田聡史君） 今、ホームページでそういう方にも情報発信できているので、新たなSNSは必要ないということだと思いますけど。確かに情報が欲しくてホームページを見にくる人はそれでいいかもしれませんが、でも、これは待ちの姿勢ではないかと思えます。野洲市のホームページのアクセス数、これはトップページだけの方にアクセスされるので、個別の案件のアクセスではないと聞いているんですけど、月に約2万アクセスと聞いています。これが多いのか少ないかはわかりませんが、先ほど言いましたように、情報の発信、収集の技術は進歩していますので、これを使わない手はないとは思っております。また、本市のホームページを武雄市のようにツイッターやフェイスブックに丸ごと移行ということは考えていません。今ある広報の部分を補完し、情報発信力を強化できるものであると考えています。

今の答弁をいただきまして、現段階でホームページを補完するものとしてのSNSの導入はなかなか厳しいという感じでとらえさせていただきましたが、それでは、個々の課題を想定して質問をさせていただきたいと思えます。

例えば災害時には、市のホームページなどはアクセスが集中しダウンする可能性が高いと思われれます。東日本大震災時には、岩手県ではホームページがダウンしている間もツイッターやフェイスブックで発信を続け、成果を上げてきています。ホームページの補完ツールとして防災の面で生かせるような補完ツールとして導入する考えはないでしょうか。

○議長（三和郁子君） 市民部長。

○市民部長（佐敷政紀君） 内田議員の第5点目の質問についてお答えいたします。

災害時のツイッターやフェイスブックなどの新たな手段につきましては、あくまで補完的な有効性はございますが、現段階といたしましては、直接的かつ効果的である情報発信といたしまして、市の防災行政無線や広報車などにより市民に正確な情報伝達を行いたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（三和郁子君） 内田議員。

○18番（内田聡史君） 今回の一般質問でも多くの方が防災関係のことも聞いていただいていますし、防災行政無線、そして広報車を利用してやっていかれるということですが、東日本大震災にはフェイスブックからの情報で帰宅困難者の支援に役立った事例もありますし、また今、私のフェイスブックのページにもたまに入ってきますが、行方不明者の捜索時にも、拡散希望しシェアしてもらうことに効果がありますので、これからの防災、またこういった犯罪等の情報発信のためにも研究をしていただければと思います。

次に、商工観光関係のことでお伺いしますが、現在、観光物産協会では専用のホームページを持っています。アクセス数は、月、大体1,200から1,300とお伺いしました。これを例えばフェイスブックに移行、もしくはフェイスブックと併用することによりアクセス数も上がり、また見た人がシェア機能を使うことによりその情報を拡散していただくことにより、その情報が2倍にも3倍にも広がった可能性を持つ有効なツールと考えますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（竹内睦夫君） 観光物産協会は商工観光課が事務局を所管しておりますので、私の方でお答えをさせていただきたいと思っております。

観光物産協会のフェイスブックの活用については、利用者間のコミュニケーションに適しているということで、観光及び物産の情報発信ツールとしても有効な手段であると認識をしております。現在、観光物産協会では、ホームページを開設しておりますが、アクセス数は月に約1,500件というようなことでございます。フェイスブックの活用によりアクセス件数の増加が見込まれるというふうに思っております。また、フェイスブックを活用してネット上でのイベント、例で挙げますと、フォトコンテスト、グルメランキング、また討論会、こうしたことも可能となっておりますので、PR活動の範囲が広がるというふうに考えております。

しかしながら、フェイスブックでは、個人とか団体を誹謗中傷する書き込みなどの懸念材料もあるというふうなことでございますので、一定のルールを設けながら、この秋のイベントを紹介するとか、そういうところからフェイスブックを活用していきたいというふうに考えております。

○議長（三和郁子君） 内田議員。

○18番（内田聡史君） 非常に前向きに考えていただきまして、秋からフェイスブックを導入していただけるということで、確かに誹謗中傷や、ちょっとしたことで炎上してしまう可能性は、実際に北海道のゆるキャラがちょっと問題発言をして、そこの市役所のツイッター、フェイスブックが炎上したということも聞いておりますし、またフェイスブック、ツイッターで、群馬県の方ですけど、ある議員さんが問題発言をして除名処分になったというような話も聞いておりますので、その辺の扱いには十分気をつけてやっていただきたいと思います。

また、この質問を調べていたときに、美湖テレビという、美しい湖のテレビと書いて、これは滋賀県内のこういった名所やスポットを紹介している番組なんですけど、これもインターネットの無料の動画でYouTubeというのがあるんですけども、YouTubeで県内のスポットを紹介しておられます。これで野洲市の観光物産協会の紹介や、銅鐸博物館などの紹介の映像がありました。残念ながら、再生回数は100回程度であったんですけども、1回目の質問では、市民への情報発信が第1と言われましたが、この部分では、市外、県外にいかにも情報発信して興味を持ってもらえるかだと思います。

フェイスブックでは動画も載せられますし、アドレスを張りつけてリンクさせることもできます。先ほど言われましたように、物産、観光他紹介はもとより、イベント関西の告知、また今年の12月議会でも申しましたが、美しい景色もブランドの1つであると、私は紹介させていただきました。こういったものも、またあわせてアップしていただきたいと思います。

実際、ある方のフェイスブックを見ますと、今、銅鐸博物館の弥生の森歴史公園で、太古のハス、今、ハスが咲いているようであります。2、3日前に、これから咲きますと。そして、きのうでしたか、いよいよ開花しますという情報も流れています。受け取る人自身がこれに興味があったら、やはり見にいかれるでしょうし、またそのついでかどうか知りませんが、銅鐸博物館にも寄っていただけたらと思います。また、これが市外の方ですと、いろんな経済波及効果も、小さくはあるんでしょうけれども出てくるものと考えてい

ますので、こういったものを利用していただきたいと思います。

フォトコンテストも、さっき言われましたけれども、この時期のこの時間、この場所から見る景色がきれいだと、そういった情報発信をしていただいたら、また来ていただけますし、そういった情報と、利用者から投稿してもらうことも簡単にできますので、フェイスブックの機能を十分把握し、本市の観光物産の発展につなげていただければと思います。また、こうやって野洲市のきれいなところやら物産を紹介していただくことは、フェイスブックを利用している市民一人ひとりがこの野洲市の広報役というものを担えると思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

最後に、これから行政にもどんどん若い世代、新たな世代が入ってきます。生まれたときからインターネットがあり情報化社会となってきた中で、このような世代が組織に入ってくることを考えると、一定のガイドラインのようなものが必要になってくるのではないかと考えますが、見解を伺います。

○議長（三和郁子君） 政策調整部長。

○政策調整部長（富田久和君） 情報発信に関しましては、現在、野洲市のホームページの管理運営に関する要綱を定めまして運用しているところでございます。

今後、情報発信を取り巻く環境の変化は著しいものがあると思いますけれども、これらのことについては注視しながら、その都度対応してまいりたいと、このように考えております。

○議長（三和郁子君） 内田議員。

○18番（内田聡史君） 今、おっしゃられたように、ホームページだけで今はいいかもしれませんが、こういったものを導入するときには、一定のガイドラインをしっかりとくっていただきたいと思います。

野洲市の方で今、導入をしようと、これから先、導入しようとしているときには、先ほど部長もおっしゃられましたように、もうフェイスブックの時代は過ぎ去っている可能性もないとは言えません。この世界は入れかわりがすごく激しいものでありますので、できるだけ調査研究を進めていただきたいと思います。

また、最初の答弁で、SNSよりもホームページのリニューアルを優先したいということであったんですけど、リニューアルすると、やはり100万円単位の予算が必要であります。フェイスブックは、カスタマイズやアプリを導入しなければ、今、守山、草津がやっておられるやつですと、無料で使えるものとなっています。武雄市みたいな形でカスタ

マイズをしても数十万円と聞いております。そのあたりも十分精査していただきたいと思っています。

今回、観光物産協会で秋に導入していただくということで、一歩ぐらいは質問して前身したかと思っています。この試みをSNSの試験的導入と位置づけまして、効果を見定めていただき、その有効性が、効果があると判断されれば、またご検討いただきたいと思っています。

観光振興につきましては、後ほどまた、明日になると思いますが、河野議員からも、建設的意見、提案があると思いますが、またあわせてフェイスブックというようなSNSとあわせて、本市の観光振興に努力していただければと思っております。

フェイスブックは、私もいろいろと勉強させてもらったんですが、かなり分厚く、いろんな機能が入っていますので、見れば見るほどおもしろいと思いますので、ぜひ興味のある方はやっていただきたいと思っています。

以上で質問を終わります。

○議長（三和郁子君） お諮りいたします。本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三和郁子君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明14日は午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。

お疲れさまでした。（午後3時56分 延会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成25年6月13日

野洲市議会議長 三 和 郁 子

署 名 議 員 奥 村 治 男

署 名 議 員 中 島 一 雄